

2025年版

各国・地域の貿易・投資上の問題点と要望

－ 欧州編 －

(2024年11月～2025年2月実施)

2025年9月

貿易・投資円滑化ビジネス協議会

事務局： 日本機械輸出組合

目次

6. 欧州地域

† EU.....	1	† チェコ.....	49
アルバニア	27	† ドイツ.....	53
† イタリア.....	28	† ハンガリー	57
† 英国.....	33	† フィンランド.....	58
† オランダ	39	† フランス.....	59
† スイス	40	† ブルガリア	63
† スウェーデン.....	41	† ベルギー	64
† スペイン.....	42	† ポーランド.....	65
† スロバキア	46	† ポルトガル.....	67
† スロベニア.....	47	† モンテネグロ.....	68
セルビア.....	48	† ルーマニア.....	69

(注) †印は、ASEM 諸国・地域

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
2. 輸出入規制・関税・通関規制・物流						
1	時計協	従価税と定額税の併用	・ EUの輸入関税は従価税を基本としているが、ウォッチ完成品 (HS9101&HS9102) には従価税 (4.5%) と定額税 (最低税額0.3ユーロと最高税額0.8ユーロ) を併用している。クロック完成品(HS9103 & HS9105)は3.7%~4.7%の従価税だけが課されている。	継続	・ 関税の撤廃または低減を要望。	・ Commission Regulation (EC) No 1031/2008
2	日機輸	関税還付の遅延、一貫性のない解釈	・ 基本的な問題はこれまでと変わらず、規制の解釈が各国で統一されておらず、当局からの回答が大幅に遅れている。 フランス当局は、明確な仕様に基づいており、すべての国で受け入れられているデジタルイメージング製品の過去の関税支払い (HSコード分類) に異議を唱えている。我々は外部の弁護士を雇って反論している。フランス当局は妥協の意思を示しているが、我々はまだ合意に達していない (2024年2月以降)。	新規	・ EU全体で規制の統一・明確化、かつ一貫した解釈を望む。	
3	日商	アンチダンピング措置	・ EUの方向性電磁鋼板(GOES)へのAD措置は、2015年10月に5年期限で開始。2020年10月からのExpiry reviewの結果、2022年1月に5年期限 (～2027年1月) で延長された。対象国は、露米中韓日となり、EU以外の主要GOES製造国を網羅。高性能GOESは変圧器省エネ化に重要な材料であり、EU域内の変圧器メーカーからEU外からの供給制限となることに反対意見あり。当社としても、高付加価値かつ環境対策となる鋼種であることから、措置継続されていることに対し懸念有り。2025年1月現在、措置は継続している。	継続	当措置の再々延長阻止にむけて、関係各所のサポートを求めたい。	方向性電磁鋼板 (Grain Oriented Electrical Steel) に対するAD関連法案
4	日鉄連	アンチダンピング措置の濫用	・ 2014年8月14日、EU委員会が、日本、中国、韓国、米国、ロシア製の方向性電磁鋼板に対するアンチダンピング調査を開始する旨を公告。対象HSコードは7225.11.00、7226.11.00。 -2015年10月30日、EU委員会が全ての調査対象国についてクロとする最終決定。 -2020年10月30日、欧州委員会が、日本、中国、韓国、米国、ロシア製の方向性電磁鋼板に対するアンチダンピング延長調査を開始する旨を公告。対象HSコードは7225.11.00、7226.11.00。 -2022年1月17日、欧州委員会が措置継続する旨を公示。最低輸入価格制度に基づく除外措置も継続。	継続	・ 措置撤廃。	
5	日商	セーフガード措置	・ EU鉄鋼セーフガード措置は2018年7月に暫定開始、2019年2月に正式開始され、2021年7月に3年間の延長が決定している。当措置には鉄鋼26製品品目という広範な対象となっており、EU内鉄鋼ユーザー業界からも調達コストを増加させ、自社の競争力を阻害させかねないとして、セーフガード措置に対する反対意見が出ている。当社としても、提供可能な高付加価値かつ将来のCarbon Neutralに資する鉄鋼製品も含まれており、措置継続されていることに対し懸念有り。2025年1月現在、EU委員会は更なる規制強化に向けた見直しを開始しており、上記懸念がさらに悪化している。	継続	・ 当措置の早期終了、延長阻止にむけて、関係各所のサポートを求めたい。	・ EU steel safeguard関連法案
6	日鉄連	セーフガード措置	・ 2018年3月26日、欧州委員会が鋼板類、棒鋼、線材、形鋼、鋼矢板、軌条、鋼管26カテゴリーを含む鋼材全般に対するセーフガード調査開始。 -2018年7月18日、暫定措置発動：欧州委員会に対象品目に対し関税割当	変更	・ 措置撤廃。	

※経由団体：各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

貿易・投資円滑化ビジネス協議会

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
			<p>を行い、超過したものに対して25%の追加関税を200日間賦課。</p> <p>－2019年2月1日、最終決定：2019年2月2日より2021年6月30日まで対象品目に対し関税割当を行い、超過したものに対して25%の追加関税を賦課。</p> <p>－2020年12月11日、欧州委員会が英国のEU離脱に伴い、EU27の措置として原措置の内容を変更。</p> <p>－2021年2月26日、欧州委員会が措置延長調査の開始を公示。</p> <p>－2021年6月25日、欧州委員会が措置延長（3年間）の最終決定を公示。</p> <p>－2022年12月、欧州委員会が現行措置を2023年6月30日までに終了するか否かを判断するためのレビューを開始する旨、公示。</p> <p>－2023年6月27日、欧州委員会がセーフガード措置を2024年6月30日まで継続するとして、23年7月以降の措置運用を官報公示(概ね現行通り)。</p> <p>－2024年2月9日、欧州委員会が2回目となる措置延長見直し調査を開始する旨、公示。</p> <p>－2024年6月25日、欧州委員会が2回目となる措置延長見直し調査で措置延長の最終決定（2026/6/30までの2年間）。</p> <p>－2024年12月17日、欧州委員会がFunctioning review（措置運用に関するレビュー）を開始する旨、公示。</p>			
7	日機輸	米国政権の関税政策	・米国でトランプ政権が発足したことによりEUへの関税賦課の可能性が高くなっている。EUへの関税が課された場合、米国顧客の調達シフトによりEUから米国への製品販売の減少の恐れがある。	新規		
8	日農工	HSコード確認の要求増	・過去数十年取引を行ってきたオランダ・フランス・イギリスを中心に補修部品出荷の際全てのHSコード確認が「ほぼ義務化」されてきたと連絡。補修部品点数は1枚のインボイスにかなりの量が載る事もあり、全ての出荷に対応するのは事実上不可能。今後欧州全土に広がる噂もあり、より詳細な背景が知りたい。	新規	・詳細確認希望。	
9	日機輸	長期に渡るBTI承認	・拘束的関税分類情報（BTI：Binding Tariff Informatuin）の申請から承認までの時間がかかりすぎる。	継続	・リードタイムの短縮。	
10	日機輸	英国のEU離脱に伴う関税負担(原産地証明)	・EU・英国貿易協力協定（TCA）において、日本、韓国、トルコ等には原産地証明の拡張累積が認められていないため、日本・韓国・トルコ等での生産部品の使用にかかるコストアップが負担となっている。	継続	・EU・英EPAにおける拡張累積の合意。	
11	時計協	原産地証明書取得手順の煩雑	・EPA申請に伴う国内での原産地証明取得手続きにおいてサフィックスを含む機種ごと、出荷単位ごとに原産地取得をしており、膨大な時間と都度費用発生という観点から極めてロスが大きい作業となっている。	継続	・サフィックスまで含めた複雑な個別管理の緩和。 ・申請及び費用発生を、出荷単位ではなく、新製品・未登録製品追加時のみに緩和。	
12	日機輸	通関手続きの不統一	・EU各国の税関により通関手続きの調和がなされていない。	継続	・EU各国の全ての義務と規制を統一する。	

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
13	日機輸	品目マスタデータの材料記述の不十分	・税関タリフと輸出管理リストへの正確な分類のために詳細な品目マスタデータが必要だが、情報が欠落している場合あり。	継続	・工場/サプライヤーは、EU内での適切な分類に必要なすべての情報を追加する必要あり。	・ All EU countries by customs law and federal office for export control
14	日機輸	規制等の情報確認の手段の不在	・規制の変更は、多くの場合、施行後にのみ発生。(F-ガス規制、コーディング、HSコードの年次変更)	継続	・EU加盟国の規定、措置、関税コード、関税等、全ての変更を確認できる欧州情報プラットフォームを整備して欲しい。	
15	時計協	輸出入許可要件の煩雑さ	・ワニ革の時計バンドを輸出する際には、日本でワシントン条約(CITES)に基づく輸出許可を取る必要がある。国によっては更に輸入業者が輸入許可を取る必要があり、時間と手間がかかる。	継続	・輸出側の許可だけで輸入できるようにして欲しい。	・ワシントン条約
16	時計協	輸出入許可要件の煩雑さ	・ATAカルネを使ったサンプルの場合にはそのつどの輸出・輸入許可が必要である。	継続	・ATAカルネを使ったサンプルの場合にはそのつどの輸出・輸入許可を不要にして欲しい。	
17	日商	オンライン実務上における輸出管理	・現状、情報についても貨物と同様、各当事者の物理的所在地に基づく輸出管理が行われている。 結果、明確な国境線が存在しないネットワーク上でのコミュニケーションにおいても輸出管理が発生し、円滑なビジネス遂行を遅滞させる要因となっている。 現状を踏まえ、例えば、専用線によるイントラネット内など特定の要件を満たしたオンラインネットワークにおいては、情報関連の輸出管理を省略/簡素化するなど検討頂きたい。	新規	・例えば、専用線によるイントラネット内など特定の要件を満たしたオンラインネットワークにおいては、情報関連の輸出管理を省略/簡素化するなど検討頂きたい。	
18	日機輸	欧州森林破壊防止規則実施細則の不十分による輸出入の困難	・欧州森林破壊防止規則(EUDR: Euroean Deforestation Regulation)では、事前に対象の産品が「森林破壊フリー」で生産国の法令を順守していることを確認するデューデリジェンス(D.D.)を実施し管轄当局へ報告することを義務づけており、企業が対応しない場合はEU市場への上市、供給、またはEUからの輸出が禁止となるが、以下の問題がある。 －規則内容と補足資料(FAQ)の内容だけでは情報が不十分であり、対応準備に苦心している。EU側の準備不足は明白であり、結局適用タイミング直前となって適用開始の1年延期が決定したが、延期決定を公開するタイミングも非常に遅く、情報収集に時間とコストを費やした。最初から現実的な適用期日を設定するか、適切なタイミングでの規則の修正を行うべきである。 －輸出各社からEUDRに対する当社対応についてヒアリングを受けたものの、EUからの公開情報が限られている中(特にD.D.に関して)、仕入先への説明・依頼および輸出各社への回答ともに大変苦労した。なお、当社と取引のある天然ゴムを使用した製品の製造メーカーは、各社とも対応準備が全くされていないとのことであった。 －対象産品をHSコードにより特定しているものの、ゴムの場合、天然ゴムを含まない合成ゴム製品も同一HSコードである。適用外の産品の実務対応についてFAQで全く記載されていない(当局でどのように適用対象・対象外を区別するのか、適用外であることを証明する書類が必要となるのか、適用外でもEUDRのITシステムへの登録は必要なのか、等)。	新規	・最初から丁寧な制度設計と実務上手厚い説明をお願いしたい。 ・製造者を含む輸出者に対するガイダンス資料の充実。特にD.D.の内容、ITシステムへの登録イメージ(入力は輸入者でも、調査・作成や情報展開は輸出者が行わなければならないため) ・海外の重要な法規制に関しては、サプライチェーンの下流から上流各社へ個別に情報展開・説明・以来を行うのではなく、政府から当該業界へいち早い情報展開・説明をいただけないものか。	*Regulation (EU) 2023/ of the European Parliament and of the Council of 31 May 2023 on the making available on the Union market and the export from the Union of certain commodities and products associated with deforestation and forest degradation and repealing Regulation (EU) No 995/2010 (europa.eu)

※経由団体：各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

貿易・投資円滑化ビジネス協議会

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
			輸入禁止を伴う以上、輸入実務も考慮した十分な制度設計と説明が必要である。			
3. 経済安全保障に起因する問題						
1	日鉄連	対ロ制裁に伴う貿易管理強化	<ul style="list-style-type: none"> ・2022年2月、ロシアがウクライナへの軍事侵攻を開始。これに伴い、EUはロシアに対する制限的措置（経済制裁）を採択、段階的にその内容を強化してきた。 ・2023年6月、第11次制裁パッケージを採択。第三国加工品（EU域外国加工品）に対する輸入制限を強化すべく、2023年9月30日以降に第三国で生産・加工された制裁対象の鉄鋼製品をEU域内に輸入する場合に、ロシア産の原材料が使用されていないことの証明を義務付けた。 ・2023年12月、第12次制裁パッケージを採択。鉄鋼輸入に関する更新点は次の通り；①ロシアからの及びロシア原産品でEUへの輸入を禁止される品目として鉄鋼原材料を追加、②ロシアからの及びロシア原産品の半製品に対する輸入禁止措置についてフル適用時期を延期、③ロシアから輸入される鉄鋼に対する輸入制限及び一連の輸入管理について、EUと実質的に同等の措置を導入するパートナー国にスイスを追加した。 ・2024年2月、第13次制裁パッケージを採択。EUと実質的に同等の措置を導入するパートナー国に英国を追加した。 	変更	・制度の緩和・撤廃。	
2	日機輸	ロシア産原材料使用の鉄鋼製品に対する輸入規制	<ul style="list-style-type: none"> ・ロシア産原材料使用の鉄鋼製品に対する輸入規制について、 －EUが対ロシア制裁パッケージ第11弾として2023年9月30日から開始した、ロシア産原材料使用の鉄鋼製品に対する輸入規制によって、対象となるHS製品をEU域外からEUに輸出する場合、ロシアを原産国とする材料を使用していない旨の書類の提出を求められることになった。エビデンスの種類などはEU各国税関の裁量に委ねる運用とされたことにより、同じ制裁（規制）でありながら各国税関対応が統一されておらず、過剰な書類提出を求める国もあり、輸出国側対応で非常に工数がかかっている。 －規制内容についてEU加盟国内企業の理解が十分でなく、規制対象以外の製品に対しても宣誓書の提出を求めてくるなどの対応にも追われている。 －英国においても、同じHSを対象としたほぼ同一内容の制裁を行っているが、英国の「ロシア産原材料を使用した鉄鋼製品」の定義がEUよりも厳しい内容となっている。 	継続	<ul style="list-style-type: none"> ・EU加盟国で統一した運用とするよう、運用面についても発効前に十分な設計をお願いしたい。 ・EU企業が、輸入規制の内容を正確に理解するよう、EU内での説明会の実施等を促して頂きたい。 ・英国とEUで整合した規制内容として頂きたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ Schedule 3B of the United Kingdom's Russia Sanctions (EU Exit) Regulations 2019 ・ COUNCIL REGULATION (EU) 2023/1214 of 23 June 2023 amending Regulation (EU) No 833/2014 concerning restrictive measures in view of Russia's actions destabilising the situation in Ukraine (Annex V List of iron and steel products referred to in Article 3g) ・ Schedule 3B of the United Kingdom's Russia Sanctions (EU Exit) Regulations 2019
3	日機輸	ロシア産原材料使用の鉄鋼製品に対する輸入規制	<ul style="list-style-type: none"> ・EUが2023年9月30日から適用を開始したロシア産原材料を使用したEU域外国の鉄鋼製品に対する輸入制限により、日本などからの同製品輸入に影響が生じている。域外国で加工された対象の鉄鋼製品をEUに輸入する際、域内の輸入者は同製品を対象のロシア産原材料が含まれていないことを証明する書類の提出が求められる。 	新規	・規制の撤廃が望まれるが、難しければ証明書類の簡略化など。	<ul style="list-style-type: none"> ・ EU UK向け「鉄鋼・鉄鋼製品」の輸入規制が強化されている。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
4	日機輸	ロシア産原材料使用の鉄鋼製品に対する輸入規制	・ EUが2023年9月30日から適用を開始したロシア産原材料を使用したEU域外国の鉄鋼製品に対する輸入制限により、日本などからの同製品輸入に影響が生じている。域外国で加工された対象の鉄鋼製品をEUに輸入する際、域内の輸入者は同製品を対象のロシア産原材料が含まれていないことを証明する書類の提出が求められる。 ※日機輸より同事項の提起あり	新規	・ 規制の撤廃をお願いしたいが、難しい場合は証明書類の簡略化を検討して頂きたい。	
5	印刷機械	ロシア産原材料使用の鉄鋼製品に対する輸入規制	・ EUの第11次ロシア制裁で、鉄鋼製品がロシア製でないことの証明が必要となった。各仕入先にロシア製鉄鋼を使っていないことの確認が出荷前に事前に必要となり、資材部への負担が大きくなっている。国により要求度合いは異なるが、ポーランド、スペイン、イタリアなどでは毎回のように入確認が入る。	継続	・ 制裁の緩和。 ⇒印刷機の構成部品は数万点あり、1点1点でロシア製の有無を確認するのはほぼ不可能。	
6	時計協	ロシア産原材料使用の鉄鋼製品に対する輸入規制	・ ロシア製の鉄鋼を原材料とする商品や販促物のEUへの輸入が禁止されており、各商品で鉄鋼を含むものが該当しないかどうか確認する手間と時間が発生している。	新規	・ 手続きの簡素化。	・ Regulation (EU) 2023/1214 of 23 June 2023 amending Regulation (EU) No 833/2014 concerning restrictive measures in view of Russia's actions destabilising the situation in Ukraine
4. 為替管理・金融						
1	日機輸	EMIR対応による煩雑な報告義務及び免除申請	・ 欧州市場インフラ規制（EMIR：European Market Infrastructure Regulation）にて定められた規則につき、金融機関だけではなく事業会社にも取引情報蓄積機関（TR：Trade Repository）への報告義務がある。金融機関との取引だけではなく、グループ内取引も対象となるため規制対応負担が重い。 また、グループ内取引の免除規則も導入されたが、免除申請が欧州連合と英国で異なり煩雑な手続きが必要。	継続	・ 規則の緩和、手続きの簡素化をして頂きたい。 ・ 事業会社への適用は免除頂きたい。	・ 欧州市場インフラ規則
5. 税制						
1	日機輸	国別報告書 (CbCR)の開示要求	・ EU指令により2024年6月22日以降に開始する事業年度を初年度として、国別報告書 (CbCR) を開示する必要がある。 ※国別報告事項とは、多国籍企業グループの国別の活動状況に関する情報。	継続	・ EU公開CbCRについては、EU Directiveにより一定の指針があるものの、国によって開示期限、方法、要求内容に差がある様に見受けられる。そのため、EU指令に従った制度となる様、継続的な働きかけをお願いしたい。 ・ 特にスペイン、ハンガリーについては、事業年度終了から6か月以内に公開を義務付ける様な制度設計と見受けられ、期限内に対処することが困難なことが危惧される。	・ 各国の税法
7. 駐在員・出向者等に関する問題						

※経由団体：各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
1	日機輸	労働・滞在許可取得手続の不統一・不明確・煩雑	・日本からのEU域内への日本人駐在員の派遣、およびEU域内の移駐に際しては、「EU」として制度が統一されているわけではなく、ビザ・労働許可の取得手続が明確化されていない国・ケースが見受けられる。取得に要する日数が分からず長期化することもあり、業務に支障をきたす。 フランスでビザの種類・申請プロセスが公開されるなど一定の進捗があるが、さらなる改善を望む。	継続	・手続き・内容・所要日数の明確化。	
2	日機輸	労働・滞在許可取得手続の不統一・不明確・煩雑	・EU各国内で労働・滞在許可の手続きにかなり差異があり、また煩雑。駐在員がEU内異動の場合（例：ベルギーからフランス）、新たに許可取得に時間がかかり、また許可申請中の移動に制限があるためビジネスに支障をきたす。 ⇒EPA発効後、日本人駐在員のEU域内の異動の簡素化が期待される（ただし、EU各国によって対応がバラバラというのが現状）。	継続	・EU間手続きの統一化。	
3	日機輸	電子渡航認証システム申請の不公平	・電子渡航認証システム（ETIAS：European Travel Information and Authorisation System）の申請は、相互主義の観点から課題感。日本入国時は求めているのに英国、欧州連合入国時だけ求められるのは不公平。	新規	・日本人をETIAS対象から除外。	
4	日機輸	電子渡航認証システムの模倣サイト	・2023年11月導入のETIAS（エティアス）電子渡航認証システム申請について、既に公式サイトに模したサイトが検索サイトでヒットする。	継続	・ETIAS電子渡航認証システムの正式導入時には、公式サイトと非公式サイトとの区別を明確にして欲しい。 ・ESTA同様に模したサイトへ申請者が申請しないように対策して頂きたい。	・ETIAS（エティアス）
8. 知的財産制度運用						
1	日機輸	私的複製補償金制度	・私的複製補償金制度については、私的複製に使われない場合（汎用品の存在・メディアの個人的使用、業務利用をいかに適切に除外するかなど）も対象となっていること、ライセンス対価との二重払問題、複製権を主張しない権利者の存在、分配にまつわる問題など、様々な問題点が指摘されているところである一方、デジタル世界の発達により補償金制度に頼らない創作者への対価の還元が可能となるはずである。 上記を踏まえた上で、現状の補償金制度は加盟国毎に異なっているため、 ①特に越境取引の場合はある製品に二重に補償金がかかったり、補償金が安い（あるいはない）国の事業者が有利な立場に立つなど、本制度が製品の企画販売流通の足かせになっているとともに、域内単一市場の形成を妨げる要因となっている。 ②また、煩雑な補償金制度を補償金制度が適用されている加盟国毎に調査・検討をしなければならず、事業者の実務的にも過度な負担がかかっている。	継続	・【制度的観点】 －私的複製補償金制度を廃止してほしい。創作者への対価の還元は私的複製補償金制度ではない別の方法によるべきである。 ・【実務的観点】 －現状の制度運用を前提とした場合、各加盟国の補償金対象機器・媒体及び金額または率に関する情報を、各加盟国の規定に忠実な形で英語でECウェブサイトに掲載して欲しい。 －なお、かかる英語掲載を各加盟国単位で実施する場合は、信頼性の観点から各加盟国政府のウェブサイト上での掲載と、アクセス容易性の観点からECウェブサイト上で各加盟国のアクセス先の表示をして欲しい。	・DIRECTIVE 2001/29/EC

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
2	日機輸	私的複製補償金制度	・ディレティブ第5条2項(b)では、公正な補償（補償金）には、技術的手段の適用・不適用を勧案することが求められているが、これを国内法に明示的に反映していない加盟国がある。	継続	・各加盟国で、技術的手段の適用・不適用の勧案することを徹底して欲しい。	・ DIRECTIVE 2001/29/EC
3	日機輸	私的複製補償金制度	・ 2010年10月に欧州裁判所の判断が出され（C-467/08）、 ①自然人が使用する場合を除いて、業務用製品に対して私的複製補償金を課すことはディレティブに反すること ②私的複製補償金は例外として許された適法行為たる私的複製により生じた損害の補償であること ③私的複製補償金は、私的複製の受益者たるユーザーが最終的に負担すべきことがいわれた。 しかし、各加盟国においては、本判決は必ずしも実現されておらず、多くの加盟国で業務用製品への課金が現在も行われている。また、一部の加盟国では、一旦業務用製品も含むすべて私的複製可能機器にも課金をした後、事後的に業務用製品にかかる補償金を返還する制度を導入している。しかし、本制度は一時的であっても本来支払う必要のない補償金の支払を強制されている上、返還手続にかかるコストにより、事業者には大きな負担となっている。	継続	・ Vitorino Recommendationsに基づき、ECがガイドラインを制定するなど指導力を発揮し、各加盟国において左記判決が早期に実施されるようにして欲しい。	・ DIRECTIVE 2001/29/EC ・ CJEU (C-467/08)
4	日機輸	私的複製補償金制度	・ 私的複製補償金の支払義務がありながら支払をしない業者が現実に多数存在するとの話がある。かかる事実、誠実に支払いを行う事業者が競争上不利な立場に立たされることを意味する。	継続	・ 現状の制度運用を前提とした場合、支払義務を履行していない事業者と誠実に義務を履行している事業者との公平を図る措置を講じるべきである。	
9. 工業規格・基準・安全認証						
1	日機輸	欧州電池規則(ドラフト)に対する懸念	・ 新しいバッテリー規制は、バッテリーの持続可能性パラメーター、性能、安全性、回収、リサイクル、二次寿命、およびエンドユーザーと経済運営者向けのバッテリーに関する情報に関する規則を定めている。 【電池、Cd、Hg、Pbの物質の制限(すべての電池)】 - 二酸化炭素排出量の要件（容量が2kWhを超える産業用、EVおよび場合によってはLMTバッテリー） - Co、Li、Pb、およびNiのリサイクルコンテンツ要件 - バッテリーの取り外しと交換が可能（ポータブルおよびLMTバッテリー） - 回収率（ポータブルおよびLMTバッテリー） - 回収された廃電池はリサイクルに入る（すべての電池） - 国連およびOECDのガイドラインに基づく原材料、Co、天然黒鉛、LiおよびNiのサプライチェーンのデューデリジェンス（産業およびEVバッテリー） - バッテリー管理システム(BMS)には、健康状態やその他のパラメーターに関する情報が含まれ、独立したオペレーターが転用および再製造（産業用、EV、および場合によってはLMTバッテリー）に利用できるものとする。 - QRコードの使用提案を含むラベリングとマーキング（すべてのバッテ	継続	・ バッテリーのバリューチェーン全体にわたるESGパラメーターの測定、監査、および報告に関するルールを管理するための、標準化されたグローバルな報告フレームワークを模索する。EUバッテリーパスポートは、データ主権に基づき、バッテリー情報のオープンソースで相互運用可能な電子交換システムにリンクされており、業界のイニシアチブと一貫して開発されるべきである。 ・ 責任ある鉱物イニシアチブなどの既存の業界主導のデューデリジェンススキーム、プログラム、および基準は、企業がサプライチェーンのデューデリジェンス要件を達成できるようにするために、欧州委員会によって認識されるべきである。一貫性を確保し、業界の管理負担を軽減す	・ Proposal for a Regulation of the European Parliament and the Council concerning batteries and waste batteries, repealing Directive 2006/66/EC and amending Regulation (EU) No 2019/1020 https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/ip_22_7588

※経由団体：各団体の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

貿易・投資円滑化ビジネス協議会

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
			リー) -CEマーキング>技術文書&コンプライアンス評価		るために、バッテリー固有のデューデリジェンス法とEU/国レベルでの水平的な法との間の重複や矛盾を避けることが重要である。	
2	JEITA	欧州電池規制の複雑・不明瞭	・2023年8月に発行された欧州電池規則の内容が非常に複雑でかつ不明瞭な記述もあり対応に苦慮している。 また、欧州電池規則は二次立法で詳細規則を決定し施行する方式のため、二次細則等の更新情報のタイムリーな確認・取得が難しい。 欧州電池規則は、欧州の認証機関のみによる認証が義務化されている。バッテリーパスポートやカーボンフットプリント等の第3者認証が開始されると、認証機関の処理能力がネックになり、認証取得に多大な時間とコストが予想される。	変更	<ul style="list-style-type: none"> ・わかりやすい表現、文書構成にして頂きたい。 ・判断に迷う内容について、問い合わせできる窓口を設置して頂きたい。 ・二次細則を含む更新情報を分かりやすい形で確認できるよう、公式ウェブサイトの改善をお願いしたい。 ・パブリックコメントの告知から提出締切まで十分な期間（3か月以上）を確保頂きたい。（現状は30日間と短い） ・各国の二次電池業界団体（米PRBA、日BAJ等）への更新情報・パブコメ募集の告知をお願いしたい。 ・日本の認証機関による相互認証も認めて戴きたい。 	・バッテリー規則 Regulation (EU) 2023/1542
3	日機輸	欧州電池規則の非現実的な要求・不十分な猶予期間の設定	<p>・2023年7月28日に公布された電池規則は、単体の電池のみならず機器同梱や組み込み電池をも対象とし、持続可能性、安全性、表示、情報提供、拡大生産者責任、廃電池の回収処理、デューデリジェンスといった多岐にわたる要求が定められており、電池や電池を使用する多種多様な製品が影響を受ける。</p> <p>一方、要求事項の詳細や具体的な適方法、適用対象外となる条件など、法文では明確化されず欧州委員会に作成権限が付与されている委任法(Delegated Act)などの二次法や、欧州委員会に作成が義務付けられているガイドラインによって詳述化・明確化されることになっている。従って、二次法・ガイドラインが公開されるまでは産業界は具体的な対応が取れない。</p> <p>二次法・ガイドラインの採択や公布が、関連する要求事項の適用開始日の直前となり、産業界に遵法のための十分な猶予期間が与えられず、製品の市場流通に支障をきたすことを懸念する。例を以下に示す。</p> <p>①第13条 電池取り外し交換容易性 2027年2月18日に適用開始される電池取り外し交換容易性要求のガイドラインが2025年1月10日に公開された。さらに、欧州委員会は取り外し交換容易性からの除外追加を定める二次法の採択に向けた除外申請を行うことを発表しているが、2025年1月後半時点でまだ申請は開始されていない。</p> <p>本要求事項への適合には大幅な製品再設計を必要とし、産業界の負荷は非常に大きい。そのため、ガイドラインや二次法にて適用条件や除外対象を明確化することが望まれる。</p>	変更	<ul style="list-style-type: none"> ・二次法・ガイドラインの採択、発行時期を明確にし早期に発行すること。産業界が対応するのに十分な猶予期間を与えるよう配慮すること。 ・採択、発行時期が遅れる場合または産業界とのコミュニケーションを通じて適用開始日までの期間が短すぎることで認識された場合、対応する要求事項の施行時期を後ろ倒しすること。 ・二次法やガイドラインの作成にあたり、電池の実際の使用状況を十分に考慮し、産業界と綿密なコミュニケーションを取り、経済影響を考慮し、政策目的を達成可能かつ必要以上に商品性を阻害したり、貿易障壁的とならないよう、現実的な要求事項の策定を行うこと。 	・REGULATION (EU) 2023/1542 OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 12 July 2023 concerning batteries and waste batteries, amending Directive 2008/98/EC and Regulation (EU) 2019/1020 and repealing Directive 2006/66/EC

※経由団体：各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

貿易・投資円滑化ビジネス協議会

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
			<p>ガイドライン・二次法の採択・発行が遅れ適用開始日までの期間が短くなることによって、製品再設計の期間が短縮され遵法対応が困難となる。</p> <p>②第47-53条 デューデリジェンス 欧州委員会は2025年8月18日から適用開始されるデューデリジェンス要求の詳細を定めるガイダンスを2025年2月18日までに作成することになっている。また、活用可能な第三者スキームを欧州委員会が認定しwebsiteで公開することになっているが、その認定基準や手順を定める二次法の採択日が法文で明確化されておらず、2024年末時点で未採択である。また、Notified bodyによる検証・approval decisionの発行、および定期監査が要求されているが、電池規則に関するNotified bodyは2024年末時点で1社も公開されていない。</p> <p>上記状況により、適用開始日までに十分な検討、対応期間が取れず産業界の対応が困難となり製品流通に支障をきたす懸念がある。</p>			
4	印刷機械	CE規格適用の重い負担	<p>・弊社はドイツに事務所があったが2023年に撤退。</p> <p>その理由として、弊社の機械はカスタムメイドという事もあり、機械の仕様が少し追加（例：オプション）となっただけでもCE仕様の機械へ適合させる場合、毎回CE規格の認定検査を受ける必要があり、これらのコストにより、機械価格が大幅に上がる。加えて日本からヨーロッパへの輸送費等も機械販売価格に加わり、更にコスト・値段が上がってしまう。その為、実質的にヨーロッパマーケットへの販売金額は高額となり、現地ヨーロッパの競合メーカーに対して、競争力がまったく無い状態となってしまった。</p>	継続	<p>・ JIS規格を取得すればCE規格工業規格・基準・安全認証が取得できるようにして欲しい。</p>	・ CE規格
5	日農工	CEマーク取得の曖昧	<p>・ CE認証は自己宣言であり、製造メーカーごとに認証取得のレベルに大きな差が生じている。具体的には、最低限必要な書類を用意するのみなど”簡易的”に認証を取得(宣言)している一方で、有名なコンサルの指導下で、工数と費用を掛けて万全に取得する会社も存在する。CE取得に際してどのレベルが適切であるかわからず、CE取得が進んでいない状況。</p>	継続	<p>・ JETROなどによる個別相談もしくは相談すべき優良コンサルとのマッチングなどによって、自社製品のCE取得に関する具体的なサポートがあれば幸甚。</p>	
6	医機連	臨床評価の厳格	<p>・ 医療機器のMDD（指令）維持及びMDR（規則）への移行申請にあたり、臨床評価に関する要求が厳しくなっている。弊社は日本の家庭用医療機器でCE認証を受けている。そのため、臨床研究に関する資料が要求されているレベルのものがない。文献評価ルートで臨床評価を行っているが、類似品に関する要求も厳しくなっているため文献評価ルートの維持、申請が困難となっている。</p>	継続	<p>・ 日本での医療機器の認証とWell established technology 機器としての実績によって臨床評価が免除されるよう交渉して頂きたい。</p>	<p>・ MDD : Medical Device Directive 93/42/EEC ・ MDR : Medical Device Regulation 2017/745 第61条、付属書14</p>
7	日機輸	RE指令の整合規格公示の遅れ	<p>・ 2016年6月12日にRE指令が発効され、2017年6月12日までR&TTE指令との置換えに係る移行期間にある。その間にRE指令適合に必要な整合規格が官報に公示され自己適合宣言が可能であるが、整合規格の公示が遅れると共に、適用すべき規格が明確になっておらず、草案規格で適合する必要がある。この場合、本来NBの関与が必要ないにもかかわらず、NB関与を余儀なくされ、必要以上のコスト負担が強いられる。</p> <p>草案規格で適合宣言をした場合、整合規格として公示された場合、改めて差分の評価を実施し、適合宣言をし直す必要がある。</p>	継続	<p>・ 草案状況の規格であっても、速やかに整合規格として公示する。 ・ 草案状況の規格が整合規格となった場合、整合規格可前に草案で宣言した評価を適合推定を与える。 ・ 合わせて、RE指令の完全実施を延期する。</p>	<p>・ DIRECTIVE 2014/53/EU OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 16 April 2014 on the harmonisation of the laws of the Member States relating to the making available on the market of radio equipment</p>

※経由団体：各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

貿易・投資円滑化ビジネス協議会

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
						and repealing Directive 1999/5/EC
8	日機輸	不適切な規格適用の採用	・ EU ErP Lot 7 外部電源の改定案が検討されている。 ドラフト内、ANNEX 3耐久性要求適合の整合規格にETSI ES 202 874-1 V 1.2.1が引用されている。本規格はネットワーク内で継続的に使用されることが想定される機器の外部電源を対象としている。本規格が整合規格なった場合、改定案が対象とする外部電源に一律で適用される可能性があり、ネットワーク内で継続的に使用されることが想定される機器の外部電源以外に適用となった場合、適用規格としては適切なものとはならない。	継続	・ 対象製品に見合った、整合規格の採用。	・ EU ErP Lot 7 外部電源 規則案 ・ ETSI ES 202 874-1 V 1.2.1
9	日化協	エコデザイン規則(ESPR)	・ エコデザイン規則 (ESPR) では従来のエネルギー関連製品限定から製品グループが拡大することが発表されている。デジタル製品パスポートの創設 (2024年3月22日記事参照) や、公的機関に対するグリーン製品の公共調達基準、売れ残った消費財が廃棄されるのを防ぐ枠組みなどが作られる予定だが、製品グループごとの具体的な規制内容は委任法で規定されることになっているが、規制内容が現状に即したものになり、かつガイドラインなどを規制公布に先駆け発表して頂くことを希望する。	継続	・ 具体的なガイドラインをなるべく早く公表頂くこと、既に市場にあるものや企業が在庫にしているものが使用できず規制不適合な製品を発生することにならないように規制内容や猶予期間を適宜見直して頂きたい。	・ Regulation (EU) 2024/1781 of the European Parliament and of the Council of 13 June 2024 establishing a framework for the setting of ecodesign requirements for sustainable products, amending Directive (EU) 2020/1828 and Regulation (EU) 2023/1542 and repealing Directive 2009/125/EC https://eur-lex.europa.eu/eli/reg/2024/1781/oj
10. 環境問題・廃棄物処理・炭素中立関連の諸規制						
1	時計協	環境法規制の乱立	・ 環境法規制については、各国が独自の規制および義務を展開しており、グローバル対応が非常に難しい。実効性のない規制が多い。	継続	・ 法規制のグローバル統一化。	・ 環境法規制
2	時計協	環境法規制内容の不一致	・ EUの電池規制は、環境保護やリサイクルを促進するために着脱性を強調しているが、アメリカのReese's Lawは主に安全性に焦点を当てている。両者のアプローチには大きな違いがあり、製品の構造上、相反する方向性の規制となっている。	新規	・ 法規制のグローバル統一化。	・ EU電池規則 ・ 米国リース法
3	時計協	RoHS除外項目審査スケジュールの不明確	・ RoHS除外項目 (6a, 6c他) の審査スケジュールについて、欧州委員会の審査手続きが遅れた状況にあり、現在もいつ確定するか不明。そのため、最短時期を想定し除外解除への対応 (材料切替え、在庫処置等) を計画せざるを得ないことで、部材廃棄等の損失が発生している。また、欧州域内で上市する製品の管理、現地代理店と連携した遵法対応も未確定では進まない状況となっている。	継続	・ 審査手続き、スケジュールを明確にして、製造者の損失をMin化できるようにしてもらいたい。 ・ また、現地の在庫消化のため、施行猶予期間を2年以上 (現在は12~18カ月) に延長してもらいたい。	・ RoHS指令 : 2011/65/EU
4	日機輸	RoHS指令適用除外の運用負担とRoHS	・ 2011年に見直されたRoHS指令の「適用除外」は定期的に見直されることになっており、一般的な電気電子機器に関しては5年毎の見直しとなっている。	継続	・ 適用除外の見直し期間の長期間化 (例えば10年)。 ・ ELV指令との重複適用除外に関し	・ RoHS指令 : 2011/65/EU ・ ELV指令 : 2000/53/EC

※経由団体：各社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

貿易・投資円滑化ビジネス協議会

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
		リキャスト及び物質追加	<p>しかしながら、延長申請にはサプライチェーンをまたがった産業界での意見集約なども必要で、申請に至るまでのみならず、コンサルタントからの質問への対応など、長期間にわたって多くの産業界に著しい負担となっている。</p> <p>更に、ELV指令においてもほぼ同じ適用除外が別のタイミングで見直されるため、大きな負担となっている。また、適用除外の整合を図る点でも課題と認識している。</p> <p>RoHSリキャスト、物質追加も予定されているが、上記、適用除外更新含め、案件が同時並行で進行しているためにどれも予定通り進んでおらず、断片的な欧州委員会の対応により産業界としても時間的拘束が大きい。</p> <p>RoHSリキャストは2024年欧州委員会の作業計画書になく、一方、欧州委員会がコンサルタントに委託していた制限物質追加・除外追加/更新の検討を、ECHAが行うよう（第5,6条）改正提案がなされた（2023年12月）2025年1月10日に適用除外延長審議グループPack22の“6(a)、6(b)、6(c)”シリーズ、7(a)、7(c)-I、7(c)-IIに関して、適用除外内容と有効期限を規定した官報案がWTO/TBT通報された。</p> <p>官報案の内容は、2022年1月に審査を担当したコンサル会社が公開したFinal ReportのRecommendation内容がそのまま反映されたもので、この中で、7(c)-Iに関しては、産業界からは根拠が明確でない除外範囲の変更や細分化に対して再三異議を唱え、また欧州委員会のRoHS担当官にも課題提起を行い、少なくとも次回更新については除外範囲を変更しない旨のコメントを引き出ししていた。</p>		<p>では、見直しタイミングを同期させる。</p> <p>・ ECHAはREACH規則の流れで化学品の扱いには慣れているが、成形品への扱いには慣れておらず、その点でも懸念している。</p> <p>また、適用除外の細分化は産業界の負担になっており、結果、審議の大幅な遅れにも繋がっていると考えられる。</p> <p>追い打ちをかけて、物質追加もRoHSで検討されていた物質が検討遅れにより、後手で検討され始めたREACHに移行されたりと、産業界としては2度手間になっている。案件を精査し、検討スケジュールを明らかにして頂きたい。</p> <p>・ 2025年1月10日にWTO/TBT通報された官報案について、除外範囲が変更されていることと、殆どの有効期限が2026年12月31日（一部2027年12月31日）となっている。適用除外の延長申請は有効期限満了日の18か月前までに実施する規則があるため、除外延長申請は2025年6月末までに実施しなければならず、産業界にとって到底受け入れられるスケジュールではない。</p> <p>適用除外の有効期限は、官報発行前の期日指定するのではなく、官報発行後少なくとも3年の期限設定を希望する。</p>	
5	日化協	包装材・包装廃棄物に関する規制の細則の未規定	<p>・ EUにおいて包装材のリサイクルや再使用、包装廃棄物削減を定めた法規が制定されているが、詳細が周知されていないなかで、期限と要件だけが決まっており、対応の遅れが懸念される。現状を十分検討の上、具体的なガイドラインを産業界などと共に作成いただき、早急に公開いただくことを希望する。また、PCR（Post consumer recycle）配合が義務化されているが、PCRの供給状況なども踏まえて規制内容を適宜見直して頂きたいと考える。</p>	継続	<p>・ 具体的なガイドラインをなるべく早く公表いただくこと、既に市場にあるものや企業が在庫にしているものが使用できず別の廃棄物を発生することにならないように規制内容や猶予期間を適宜見直して頂きたい。</p>	<p>・ Regulation (EU) 2025/40 of the European Parliament and of the Council of 19 December 2024 on packaging and packaging waste, amending Regulation (EU) 2019/1020 and Directive (EU) 2019/904, and repealing Directive 94/62/EC (Text with EEA relevance) https://eur-lex.europa.eu/legal-</p>

※経由団体：各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

貿易・投資円滑化ビジネス協議会

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
						content/EN/TXT/?uri=OJ%3AL_202500040&qid=1737530299148
6	日機輸	包装材と包装廃棄物に関する規制の強化・EU各国の独自のルール	・グローバルに循環経済活動の高まりで、包装材等での包装材等での材質表示マーク (or リサイクルマーク) に関わる規制が活発化。各国あるいはアメリカにおいては州単体で、独自ルールで運用される場合 (マークが異なる、他国のマークの記載を禁止するなど) が散見されており、結果、個別対応を強いられ、更新頻度も高くなり、事業負荷が高いことはもとより、グローバルに見ても非効率的に思われる。	継続	・独自ルールは貿易制限的でもあり、循環経済を遂行する上でもグローバルに統一することを政府間でグローバルに協議頂きたい。	・各国の包装材等の規制 (材質表示マーク or リサイクルマークに関わる規制)
7	日機輸	包装材と包装廃棄物に関する規制の強化・EU各国の独自のルール	・廃棄物枠組指令改定に含まれる包装部分の国内法化を機に、加盟国が独自の包装要求を追加する事例が多発(イタリアやフランスは各国語独自表記を要求。 EU包装材と包装廃棄物に関する規則(案)での義務付けと達成年度に対し、実現可能性が見えない中で、制定されても困る。 また、含有物質関係の新規要求は有害物質規制適合自己宣言による「適合宣言」+「技術文書」での証明で、規則発効1年後から適用されるとあり、対応において懸念あり。 2025年1月22日、EU包装と包装廃棄物に関する規則 ((EU) 2025/40) の官報公布。	変更	・新しくEU包装材と包装廃棄物に関する規則が提案された。従来指令から規則となることから、各国独自の要求を排除し、EU域内で記号を完全に統一することを強く要望。 ・一方、製造者はグローバルで包装材を共通化していることが多いことから、EU以外向けの表示については禁止対象外とすることも併せて要望。 ・従来は規制制定後にガイドラインが非常に遅れて公開されており、産業界は対応に苦慮している。実現検証(根拠)をもとに、具体的なルール・ガイドラインを産業界と共同して制定した上で、規則及び下位法を制定するように要望。	・EU包装と包装廃棄物に関する規則 EU 2025/40
8	日機輸	包装材と包装廃棄物に関する規制の強化・EU各国の独自のルール	・EUにおいて、包装材のリサイクル、再使用や、包装廃棄物削減を目指す規制案が提案されている。原則すべての包装材をリサイクル可能とすることの義務、プラスチック包装における一定の再生材利用義務、包装の最小化の評価の実施などの規定が含まれ、事業者の実施が困難である。	継続	・実効性を確保するために、現実的に実装可能な要件として欲しい。 ・輸送中の衝撃から製品の品質を保持するために不可欠な包装については、リサイクル可能でなくても使用を認めて欲しい。 ・再生材の商業的な利用可能性を考慮した要件として欲しい。 ・個々の包装について最小化の評価を実施し、技術文書へ記載することは過度な負担となるため要件を削除して欲しい。	・ Regulation (EU) 2025/40 of the European Parliament and of the Council of 19 December 2024 on packaging and packaging waste, amending Regulation (EU) 2019/1020 and Directive (EU) 2019/904, and repealing Directive 94/62/EC (Text with EEA relevance)
9	日機輸	PFAS規制の不合理・過度な要求	・2023年前半に有機フッ素化合物 (PFAS : per- and polyfluoroalkyl substances) の規制案が公開され、2023年3月22日から半年間のコメント募集が行われた。物質群として規制されるため、CAS登録番号などでの明確な指定がない点や、対象製品などを含めて、十分なりリスク評価や代替可能性の検討を行わずに指定されている点が問題点としてあげられ	継続	・対象化学物質のCAS登録番号指定、科学的なりリスク評価と、代替可能性評価に基づく対象の指定と適切な猶予期間の設定などを行って頂きたい。	・ https://echa.europa.eu/registry-of-restriction-intentions/-/dislist/details/0b0236e18663449b

※経由団体：各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

貿易・投資円滑化ビジネス協議会

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
			る。PFASは、電気電子機器にとって、必要不可欠な物質であり、未だ代替品も存在しないものが多く存在することから、特定の含有部品とそれらを使用した製品、及び交換用部品について適用除外を設定しない場合、欧州に電気電子機器を上市できなくなる可能性がある。		・産業界と綿密なコミュニケーションを取り、経済影響を考慮し、必要以上に商品性を阻害し、貿易障壁的とならないよう、現実的な要求事項の策定を行って頂きたい。	・ Regulation (EC) No 1907/2006
10	印刷機械	PFAS規制の不合理・過度な要求	・PFAS（有機フッ素化合物）規制について、素材への規制につき大きな脅威を感じている。	継続	・代替品が広く確立されるまでは規制緩和をお願いしたい。	
11	日機輪	PFAS(ペル・ポリフルオロアルキル物質) 関連のREACH規制	<ul style="list-style-type: none"> ・2020年以降、REACH所轄官庁は、さまざまな種類のPFAS（ペル・ポリフルオロアルキル物質）とそれらの毒性プロファイルを区別する意図はなく、非常に大きなグループのPFASについてREACH制限文書を準備している。RECHARGE調査によると、主に2つのカテゴリーで、バッテリー業界で使用されているのはフルオロポリマーのみである。 <ul style="list-style-type: none"> －バインダーとして電極レベルで使用：PVDF（ポリフッ化ビニリデン） PTFE（ポリテトラフルオロエチレン）リチウムベースのバッテリー、ニッケルベースのバッテリー、およびナトリウムベースのバッテリーに使用。 －セル/バッテリーレベルでのその他の用途：セパレータコーティング、添加剤、ガスケット/シール、パイプ、バルブ、シーリング（FEPやPTFEなど）。ポリマーの危険性評価からフルオロポリマーはリスクの低いポリマーである。 	継続	・PFASの制限範囲は依然として非常に大きく、フッ素ポリマーが含まれる予定。	・ ECHA Restriction proposal on PFSA https://echa.europa.eu/de/-/echa-receives-pfass-restriction-proposal-from-five-national-authorities
12	日機輪	化学物質規制に関する情報の不足	・機械や材料に対する特定の化学物質の禁止など、環境に関連する現地の要件を見つけて追跡することが困難。	継続	・各国バラバラなウェブサイトの機械や材料の環境に関するチェックと追跡のための明確な要件。	
13	日機輪	「持続可能な化学物質戦略」のハザードベースでの規制強化方向	<ul style="list-style-type: none"> ・欧州委員会は、2020年10月14日、「欧州グリーンディール」の一環として、「毒性がない環境のための汚染ゼロの野心」を達成するための「持続可能な化学物質戦略(CSS)」を公表した。内容的にリスクベースというよりも、ハザードベースでの規制強化の方向。EEE業界への影響が特に大きいと思われる施策は下記の通り： <ul style="list-style-type: none"> －エッセンシャルユース（必要不可欠な用途）以外のPFAS制限 －PFASのグローバルな制限に向けた取り組み（ストックホルム条約、バーゼル条約等。→現ストックホルム条約の基準ではPFASを付属書A・Bに掲載するのは難しい。条約そのものの改正提案を検討する？） －CLP・REACH規則の見直し（登録情報、認可・制限プロセス、SVHC判断基準 →現基準ではSVHC指定や制限の難しいフッ素化合物も指定できるようにする？） －REACHにおいて物質を“グループ”として扱うための施策（→RoHSの制限物質検討にも影響？） －制限・認可の新たな条件“mobility(移動性)”の提案（→PFASなどが制限可能になる） フォン・デア・ライエン委員長の第2期政権の対応を継続ウォッチ 	継続	<ul style="list-style-type: none"> ・施策検討に当たっては、ステークホルダーの意見も考慮(段取りを追った意見収集)。 ・エッセンシャルユースの定義検討で“最終製品がエッセンシャルユースかどうか”というところで議論が進んでいるが、RoHSの適用除外同様、“その物質が技術としてエッセンシャルかどうか”という考え方にしないと、製品が成り立たない。REACH規則など、今後大きく影響するため、考え方の整理が重要。 ・リスクベースの規制検討 特にPFASとしてフッ素化合物をトータルで規制しようとする動きが進んでいるが、物質数が数千もあるPFASはEEEにとっては無くてはならない物質も多数存在し、このまま規制されるとEEEが製造・販売でき 	・持続可能な化学物質戦略 (Chemicals Strategy for Sustainability ; CSS) ・ REACH規則での制限検討

※経由団体：各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

貿易・投資円滑化ビジネス協議会

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
					なくなる。物質それぞれでリスクアセスメントを実施した上で、制限するに値すると判断した物質についてはCASで明確にし、移行期間や除外、産業界が管理できる閾値での制限を求める。 ・変更、規制に当たっては十分な猶予期間の設定。	
14	日商	CBAM規制の対応の困難・重い負担	・弊社はスチールボルトやブラケット等の鉄製部品を日本等のEU域外国からも輸入しており、炭素国境調整措置（CBAM）の対象となっている。輸入品の温暖化ガス排出量を鋼材にまで遡って計算する必要があるが、鉄製品はサプライチェーンが長い為、EUが規定するようなデータを収集することが非常に難しい。（計算間違いや、データ提出に協力してくれないメーカーもあると聞いている）	新規	・日本側でもCBAM法知識と理解を浸透させてもらいたい。 ・一方でEUには、CBAM法の緩和と簡素化をお願いしたい。	
15	日農工	CBAM規制の対応の困難・重い負担	・春先より供給先A社から当社を含めた複数のメーカーに告知。EU炭素国境調整措置（CBAM：Carbon Boarder Adjustment Mechanism）対象部品を供給先A社へ供給した実績を洗い出し、当社の調達先へ原産国の確認や所定の基準を満たしているか調査依頼。供給先A社へ補修部品として出荷したネジ1本から全て相手先とやり取りが発生し、大半が回答不可であったものの、かなりの時間と手間を費やす事となった。脱炭素が揺らぐ中、保護貿易の色合いが強くなる。	新規	・撤廃希望。	・ CBAM(EU炭素国境調整措置) https://www.jetro.go.jp/world/reports/2024/01/b56f3df1fcbeccd.html
16	時計協	CBAM規制の対応の困難・重い負担	・炭素国境調整措置（CBAM）により、生産時に炭素排出の発生した対象品目のEU輸入の際にデューデリジェンスが課されることになるが、必要情報の粒度や入手難易度が高く、相当な時間と手間が発生している。また、提出のプロセスも分かりづらく、情報入手ルートに乏しいため対応策定に苦戦している。	新規	・ 提出情報の簡素化。 ・ 対象品目の明確化。	・ Regulation (EU) 2023/956 of the European Parliament and of the Council of 10 May 2023 establishing a carbon border adjustment mechanism (Text with EEA relevance)
17	日機輸	CBAM規制の対応の困難・重い負担	・ EU炭素国境調整メカニズム（CBAM）について、以下の問題がある。 －規制対象製品のEU域内への輸入の際に、温室効果ガス（GHG）排出量に応じて課金をする法律が制定されている。 －対象はCNコードで指定され、150ユーロを超える場合に対象になるが、広範な鉄鋼製品（ネジ）、アルミニウム製品が対象になっており、一部電気・電子機器メーカーにも影響する製品も含まれている。 －EUに輸入する対象製品については、生産時に排出されるGHGを、実データを用いて算出・報告することが求められているが、サプライヤーからは、実データを測定・入手することは現在不可能と聞いており、サプライチェーンで中小企業も含めて実データを測定・入手することは非常に難しいという認識。	新規	・ 対象とする業界の限定、CN(HS)コード、150ユーロ閾値の見直しを要請する。また、サプライチェーンの大多数は中小企業であることから、対象アイテムの輸出者が情報を入手できないケースも考慮し、EUが定める原単位を恒久的な使用を認めるべき。	・ Carbon Border Adjustment Mechanism ・ Regulation (EU) 2023/956
18	自動部品	CBAM規則の不明瞭・運用の未整備	・ EUの炭素国境調整メカニズム、通称CBAMを設立するEU規則が2023年5月に施行された。対象品目は示されているものの、実際に自社の購入品（製品、部品、設備、治具等）の何が対象になるのか自社では判断す	継続		・ EU炭素国境調整メカニズム(CBAM) https://taxation-

※経由団体：各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
			ることが難しく、外部の支援を要する。しかし、規則自体がまだ固まっておらず、コンサルタントも対応に困っている。本格適用の2026年までに社内運用規則の整備が必要で、さらに、データ収集と報告に多大な労力を要する。			customs.ec.europa.eu/carb-on-border-adjustment-mechanism_en ・CBAMの解説(JETRO) https://www.jetro.go.jp/world/reports/2024/01/b56f3df1fc/ebeecd.html
19	印刷機械	CBAM規則の不明瞭・運用の未整備	・HS72、73、76類の鉄鋼、アルミニウム製品については2023年10月より移行期間ではあるが、EUに輸入される対象製品の製品プロセスで発行したCO2の直接排出量の報告義務が輸入者側に求められており、最終的には炭素国境調整メカニズム（CBAM）証明書の購入という形でEU圏内のカーボンニュートラルに繋がるものと思われるが、未だに情報量が少ない。	継続	・多くの情報を開示して欲しい。	
20	日機輸	CBAM規則の不明瞭・運用の未整備	・炭素国境調整メカニズム（CBAM）規則について、以下の問題がある。 －EUのCBAM移行期間が2023年10月開始した。不正確な報告や報告を怠れば（輸入者に）罰金を課するという制度でありながら、内容に不明瞭な点も多いため、内容確認や具体的対応の検討が思うように行えず大変な負担となった。 －2025年からEU指定の計算方法での炭素量算出が必須となるが、非常に難解な内容である。2024年7月からデフォルト値での報告が不可となったため、多くの輸出社各社が代替計算方式もしくはEU指定の計算方法での回答を各社解釈・各社様式で依頼してこられるため、大変に混乱が生じている。ボルトやナットなどの鉄鋼製品は、実生産者が中小規模の生産者であることが多く、対応が非常に困難で、また相当の負担が生じているため、代理で簡易に計算できるツールの検討が必要である。 －控除されるべき「日本で支払った炭素税」については、何を炭素税と捉えるのか現時点は不明である。公開タイミングの開示もお願いしたい。	変更	・対象品拡大の抑制。（現在の限られた対象製品対応だけでも相当な負担） ・日本政府からの情報展開もお願いしたい。 ・英国でもCBAM導入が決定されたが、EU版と同一の制度となるようお願いしたい。（計算方法が異なることになれば、対応がさらに困難）	・REGULATION (EU) 2023/956 OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 10 May 2023 establishing a carbon border adjustment mechanism
21	日商	CBAM規則の不明瞭・運用の未整備	・不明瞭点が多い炭素国境調整メカニズム（CBAM）規則への対応。	継続		
22	日機輸	CBAM規則の不明瞭・運用の未整備	・2024年1月より開始された炭素国境調整メカニズム（CBAM）規制における輸入報告の負担が大きい。具体的には直前まで報告用のポータルサイトにシステム不具合が頻発しており、前広な報告が不可能であったこと、またガイダンスの発表も直前であった事より、サプライチェーン関係者に対する認知も低い状態が続いている。	継続	・報告項目の簡素化・セミナーの定期開催。	
23	日鉄連	CBAM規則のWTOルールとの不整合	・2021年7月14日、欧州委員会が炭素国境調整メカニズム（CBAM）の設置に関する規則案を発表。EU域内の事業者がCBAMの対象となる製品をEU域外から輸入する際に、域内で製造した場合にEU排出量取引制度（EU-ETS）に基づいて課される炭素価格に対応した価格の支払い（CBAM証明書の購入）を義務付ける。2023年から予備段階として報告制度を開始し、2026年から実際の支払いの義務化を開始予定。	変更	・グローバルな視点での温暖化対策上の効果が期待できないこと、WTOルールとの整合性に疑義があり導入に反対。	

※経由団体：各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

貿易・投資円滑化ビジネス協議会

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
			<ul style="list-style-type: none"> ・2022年6月22日、欧州議会において可決。 ・2022年12月13日、欧州委員会、欧州議会、閣僚理事会の三者で開催される非公式協議（トリローグ）において概要以下で大筋合意。 <ul style="list-style-type: none"> －対象範囲：鉄鋼、アルミ、肥料、セメント、電力に加え、水素、特定条件下での間接排出、いくつかの投入原料 －移行期間（CBAM証明書の購入を伴わない報告のみ）：2023年10月1日から2025年12月31日まで －本格導入：2026年1月1日 －EU-ETSの無償枠削減スケジュール：26年:2.5%、27年:5.0%、28年:10.0%、29年:22.5%、30年:48.5%、31年:61.0%、32年:73.5%、33年:86.0%、34年:100.0% ・2023年5月16日、欧州委員会が炭素国境調整メカニズム（CBAM）を設置するための規則を公布、翌日に発効。 ・2023年6月13日、欧州委員会が移行期間（2023年10月1日～2025年12月31日）に適用する実施規則案を公表、パブリックコメントを募集。 ・2023年8月17日、欧州委員会が実施規則および関連文書を公布。 ・2023年10月1日、CBAM報告書の提出義務を伴う移行期間が開始。 ・2024年10月31日、欧州当局が①CBAMレジストリに関する実施規則案及び、②CBAM申告者の条件・手続きに関する適用規則案の実施規則案を公示。 ・2025年1月4日、欧州委員会がCBAMレジストリ実施規則の最終版を公示。 			
24	日商	CBAM規則のWTOルールとの不整合	<ul style="list-style-type: none"> ・2024年10月～2025年末にかけての試験的運用を経て、2026年より本格導入される計画の炭素国境調整メカニズム（CBAM）規則は、鉄鋼を含む5品目について、実質的な“欧州規制の域外適用”措置と見做すことができる。貿易制限的措置であるうえ、EU企業への不公正な支援措置となり得えWTOルール上の整合性にも問題がある可能性がある。2025年1月現在、試験運用期間となったが上記懸念は払拭されず継続している。 	継続	<ul style="list-style-type: none"> ・EU域外からの対象輸入品に対し、一律的に不公正な負担（競争力の阻害、輸入時業務の増加等）を課する内容とならないような制度設計を求める一方、EU企業への不公正な支援措置（対象品輸出へのリベート還付等）とならないよう、求めたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・炭素国境調整措置（Carbon Border Adjustment Mechanism (“CBAM”））の導入に係る規則案等
25	時計協	欧州森林破壊防止規則（EUDR）の煩雑性と情報不足	<ul style="list-style-type: none"> ・欧州森林破壊防止規則（EUDR：EU Deforestation Regulation）により、木材をはじめとする対象項目のEU輸入の際にデューデリジェンスが課されることになるが、具体的な条件や必要な提出書類が明確でないため対応検討が難しい状況。デューデリジェンスの順守のために相当な時間と手間がかかることが予想される。 	新規	<ul style="list-style-type: none"> ・具体的情報の早期公表。 ・対象品目の明確化。 	<ul style="list-style-type: none"> ・REGULATION (EU) 2023/1115 OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 31 May 2023 on the making available on the Union market and the export from the Union of certain commodities and products associated with deforestation and forest degradation and repealing Regulation (EU) No 995/2010

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
26	自動部品	欧州森林破壊防止規則 (EUDR)の厳格・重い負担	・ 欧州森林破壊防止規則(EUDR)遵守のため、原材料の調達先情報の開示が求められるが、サプライヤーの協力が得られず、必要データを確保できない可能性がある。また、トレーサビリティ確保のための監査やデータ管理システムの導入が必要となりコスト競争力低下の可能性もある。さらに、EUDR対応の負担増加により、欧州向け取引を避けるサプライヤーが増え、調達先の見直しを余儀なくされる可能性がある。	新規		・ EUDRの適用開始の1年延期を提案 https://www.jetro.go.jp/biznews/2024/10/93cfcf3d3f5114aa.html
27	日農工	欧州森林破壊防止規則 (EUDR)の厳格・重い負担	・ 欧州森林破壊防止規則 (EUDR : EU Deforestation Regulation) により、春先に供給先より要請があり、2024年度一杯でゴム製品は欧州通関を切れなくなると一報。製品に組み込まれているものは除外されたものの、補修部品としてのゴム製品すべてが対象。欧州各国の販売店へ一報し、年内一杯でゴム製品を輸入すべく受注案内を促した。販売店も把握していない所が殆どだったが、今後の補修部品についての不安が拭い切れず。エンドユーザーの為にもならないこの措置は、単なる保護貿易なのか、再考を促したい。	新規	・ 撤廃希望。	・ EUDR(欧州森林破壊防止規則) https://www.bluedotgreen.co.jp/column/overseas/eudr/
28	日化協	欧州森林破壊防止規則 (EUDR)の厳格・重い負担	・ 欧州森林破壊防止規則 (EUDR : EU Deforestation Regulation) では、2020年12月31日以降に森林伐採または、荒廃した土地で生産された商品でないことと生産国の法律に従って生産されていることの要件の両方を満たさない場合、それらの製品をEU市場で販売・EU市場から輸出することはできず、その証明の内容が原材料の生産地の土地座標取得など厳しい条件となっている。自社で最初の時点からかかわっているものをEUへ入れるにはシンプルな情報収集で対応可能かもしれないが、川上メーカーから原料を購入して製品を作っている川下企業としてはかなり上流までさかのぼる必要がありかなり負荷の高い要件となっており、メーカーから情報を収集する対応に苦慮している。また、HSコードで規制対象が決まるが、メーカーの提示してくださるもの、通関業者が提示するもの、受け入れ時にEUの指定するコードがそれぞれ異なる場合があり、対象となる物質を同定するのも難しい場合がある。また、既存のRSPO認証やFSC認証の仕組みなどがそのまま活用できないので、これらの要件を認めて頂けるようにして頂きたい。	継続	・ 既存のRSPO認証やFSC認証の仕組みなどがそのまま活用できないので、これらの要件を認めて頂けるようにして頂きたい。	欧州森林破壊防止規則(EU Deforestation Regulation) https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A32023R1115&qid=1687867231461

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
29	日機輸	欧州森林破壊防止規則 (EUDR)の厳格・重い負担	<p>・2023年6月、EUで、従来の木材規則の対象を拡大、強化する「森林破壊防止規則」(EUDR)が制定された。対象製品は、木材、天然ゴム、大豆、肉牛・カカオ・コーヒー・ヤシで、主にデューデリジェンスに関する要件が強化されている。</p> <p>主な追加要件は下記の通り。</p> <ul style="list-style-type: none"> 「森林破壊フリー (deforestation free)」であることの証明。 対象製品を生産した場所の正確な位置 (小数点以下6桁の緯度と経度で。複数の場所で生産された場合には、地理的位置も複数提供)、および生産日・期間の報告。 確認対象の法規制が追加。 <p>当初は2024年12月30日から適用開始の予定だったが、その後期限が延期され、2025年12月30日から適用されることになっている。</p> <p>適用期日は延期されたが、特に生産地の情報などは、サプライヤーから、要求される精度で情報を得ることはほとんど不可能と聞いており、フィジビリティがない。</p>	新規	<ul style="list-style-type: none"> デューデリジェンス要求の緩和、特に「森林破壊フリー」の証明、および生産地情報要求の緩和をお願いしたい。 	<ul style="list-style-type: none"> EU Deforestation - Free Products Regulation (EU) 2023/1115
30	自動部品	欧州廃自動車 (ELV)規制	<ul style="list-style-type: none"> 欧州ELV指令の改定に伴い、サーキュラーエコノミーに対する高い具体的な目標が設定されたが、実現するためには、確保する量、質の問題、品質保証する具体的な基準などを業界・国と一体となった活動が必要。部工会を通じ活動中。 ※ELV (廃自動車: End-of-Life Vehicle) 	継続		
31	製薬協	都市排水処理指令実施の懸念	<ul style="list-style-type: none"> 2024年12月に官報掲示されたUrban Wastewater Treatment Directive法 (都市下水処理指令) では、医薬品および化粧品を生産者に対して、汚染物質の処理の費用を負担させる仕組みとなっている。現時点でどのように費用を負担するかは明確ではなく、今後、EU各国にて詳細なルールが設定されていく予定となるが、本制度が適用されれば欧州市場で医薬品を販売する企業にとって追加の費用を負担することになる。 	新規	<ul style="list-style-type: none"> 医薬品産業や化粧品企業に対して、不公平、不平等な負担にならないよう、ルールを設定して頂きたい。 	<ul style="list-style-type: none"> Urban Wastewater Treatment Directive : https://eur-lex.europa.eu/eli/dir/2024/30/19/oj
32	日機輸	カーボンフットプリントの法規制の未整備・不明確	<ul style="list-style-type: none"> カーボンフットプリントの法規制対象範囲が広範で、多岐に渡る一方で、決定プロセスが曖昧な分野も多い。 カーボンフットプリントの算定ルールが未確定で複雑な上、国によって有利不利が偏ってしまう。CRM(重要な原材料)は有毒化学物質とは限らないことから、その情報把握が現在のサプライチェーンの仕組みと合致しておらず、把握困難。CEマーキングのための適合性評価機関がEU域内であることが必要とされており、域外企業が評価しづらい状況となっている。また、評価規格がEUに有利にならないよう国際規格に則ることが必要。総じて、多くの規則案の移行期間が早めに設定されているようで、産業界に混乱を招いている。 	継続	<ul style="list-style-type: none"> 総じて議論の時間が短すぎる。暫定の移行期間であるにしても、移行期間を長めに設定する発信をして欲しい。 また、評価は国際的に公平なものとなるように配慮をお願いしたい。 そもそも定義が不明瞭で、解釈が多岐に渡り対応に苦慮している。加えて、条項によっては詳細が下位法やガイドラインに委ねられており、その発行が待たれる状況。産業界がスムーズに対応するために、解釈のガイドライン(例えばQA)や早期の付属文書の発行の要請を要望して頂きたい。 	<ul style="list-style-type: none"> 電池規則
11. 非効率な行政手続き・予見性を欠く法制度等						

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
1	自動部品	企業サステナビリティ報告制度の複雑、工数・費用増	・サステナビリティ報告制度が複雑でアドバイザーと契約して対応を進めているが、報告内容が多く、対応する内部工数及び費用も膨大なものとなっている。それに対してEUが享受できるメリットは不明瞭な状況であることから、どこまで力をかけて取り組むべきかの判断が難しい。	変更	・内容熟知のため、日本語の資料を提供頂きたい。 ・また各社の対応状況などがわかるとありがたい。	・サステナビリティ報告制度
2	自動部品	企業サステナビリティ報告制度の不明瞭、対応の困難	・企業サステナビリティ報告指令(CSRD)対応、企業サステナビリティ・デューデリジェンス指令(CSDDD)対応について： －EU炭素国境調整メカニズム（CBAM）始めとする欧州初の法的拘束力をもった案件に対する対応、主にデータ流通基盤に関わる対策の検討。 －環境デューデリジェンス（環境DD）対応、バリューチェーンを通じた情報管理と第三者認証の取得。	継続		
3	日機輸	企業サステナビリティ報告制度の不明瞭、対応の困難	・製品の二酸化炭素排出量と脱炭素化の具体的な目標により、多くの自動車関連顧客とのビジネスに参入するために製品環境性能データが必須となる。スコープ1～3排出量の透明性を要求する業界顧客の数が増えている。 2025年度からのCSRの報告義務 > 会社の経営報告書へのサステナビリティデータの掲載、デューデリジェンス開示、第三者監査。	継続	・顧客やその他の利害関係者からの増加する要求をサポートするために、ESGパラメータへのアクセスごとにグローバル データベースを開発する。	・ CSR(DCorporate Sustainability Reporting Directive) https://www.europarl.europa.eu/doceo/document/TA-9-2022-0380_EN.pdf
4	日機輸	企業サステナビリティ報告指令の不明確な監査基準	・企業サステナビリティ報告指令（CSR） 監査基準が明確でないため適用時期に向けて準備を進める場合、保守的な対応を取らざるを得ず、準備に莫大な費用が必要となる。	新規	・過剰な対応工数・費用を回避するため、CSR監査基準の草案を早期にご提示頂きたい。	・企業サステナビリティ報告指令（CSR）
5	日機輸	企業サステナビリティ報告指令の情報開示基準の不明確	・企業サステナビリティ報告指令（CSR：Corporate Sustainability Reporting Directive）およびEUタクソノミーに関して、広範なESG情報の開示が要求されることとなるが、対応には多大な準備作業が必要。また、2028年度以降は日本側でグローバル開示が要求されるため、この対応も大きな懸念となる。	継続		
6	日機輸	企業サステナビリティ報告指令の情報開示基準の不明確	・EU域外企業が企業サステナビリティ報告指令（CSR）で情報開示する際、欧州サステナビリティ報告基準（ESRS）と同等の基準での報告が認められる理解であるが、これらがどの基準であるかが明確化されていないため、現状、それぞれのスタンダードに対応しなければならず、対応の効率化の検討ができない状況にある。	新規	・ESRS同等の基準について早期に（第三国企業向けESRSの最終化に先行して）ご提示頂きたい。	・企業サステナビリティ報告指令（CSR）
7	製薬協	一般薬事法改正に伴うEUにおける医薬品開発・販売の見通し困難	・現在、欧州理事会で議論されている一般薬事法（GPL：General pharmaceutical legislation）の改正について、以下の留意点がある。 －議会案では規制データの保護期間のベースが短くなり、諸条件を満たした場合のみ従来以上の水準まで期間を延長することが出来る内容になっている。更に条件を満たすかどうかの見極めが事前に難しいものもあり、開発・販売方針を定めるにあたって、事業性評価における見通しを困難にし、ネガティブな影響を与えうる。 －加盟国からの申請があれば当該国における価格設定や償還の義務が生じる。この義務を基礎づける"positive decision"の内容やどのような場合に免除されるのかの見通しが明らかにならない間はEU全体の開発方針を立てづらくなる。	新規	・少なくとも従来と同期間のデータ保護期間、独占期間が確保される制度にして頂きたい。 ・また、EU医薬品市場の魅力度を高め、事業計画を立てやすくなるような（現在、審議中のGPL改正を主とする）法制度の整備を求める。	・EU薬事法 －現行規則： https://eur-lex.europa.eu/eli/reg/2004/726/oj －議会案・委員会案の比較： https://www.europarl.europa.eu/doceo/document/TA-9-2024-0221_EN.html

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
8	日機輸	デジタル市場法	・デジタル市場法（DMA：Digital Market Act）は欧州委員会による立案（ドラフト）で、大企業が力を乱用することを防止し、新規プレイヤーが市場参入出来るようにし、欧州デジタル市場でのより高度な競争を確保することを意図している。最新のドラフトではOSが申請の基準として定義されている。スマートTVやその他の消費者向け製品は機器を動かすためにOSが入っており、特にスマートTVで影響を受ける。	継続	・CEメーカーは、DMAの焦点がスマートフォン/タブレット、PCにあるため、現在の定義は変更されるべきであり、消費者向けCE製品（特にスマートTV）は「巻き添え被害」に過ぎないと考えている。業界団体等を通じて現在共同ロビー活動が行われている。	・2020/0374(COD) ・COM(2020) 842 final
9	日機輸	EU域内における各国国内法の差異	・ペアレンタルコントロールに関わる規制が各国で個別に法制化されたり、検討が進められている。（例：ドイツ、スペイン等）同じ領域の事柄について加盟国ごとに異なる要件が導入または提案されているため、対応が大きな負担となっている。	新規	・EU域内で加盟国ごとにそれぞれ個別の対応を取る必要がないようにするため、EUの共通規制にして頂きたい。 ・EU市場の障壁となるような要求とならないように配慮して頂きたい。	・スペイン政府、デジタル環境における未成年者保護のための基本法草案を承認 https://www.mjusticia.gob.es/es/ElMinisterio/GabineteComunicacion/Paginas/APLO-proteccion-menores-entornos-digitales.aspx ・Sechster Staatsvertrag zur Änderung medienrechtlicher Staatsverträge (Sechster Medienänderungsstaatsvertrag) https://www.ministerpraesident.sachsen.de/ministerpraesident/TOP-10-Sechster-Medienänderungsstaatsvertrag.pdf ・Décret n° 2023-588 du 11 juillet 2023 pris pour l'application de l'article 1er de la loi n° 2022-300 du 2 mars 2022 visant à renforcer le contrôle parental sur les moyens d'accès à internet ・DECRETO-LEGGE 15 settembre 2023, n. 123 Misura urgente di contrasto al disagio giovanile, alla povertà educativa e alla criminalità minorile, nonché per la sicurezza dei minori in ambito digitale. (23G00135) (GU Serie

※経由団体：各社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

貿易・投資円滑化ビジネス協議会

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
						Generale n.216 del 15-09-2023)
10	日機輸	複雑で市場に適さないEUの法律増加	<p>・現在、EUの法律はますます複雑で、十分に熟考されていない傾向があり、多くの不明確な点があり、一部は実用的でなく、最終的には市場に適さないものがある。以下2例：</p> <p>①CRA/CSAは、インターネットに接続されたデバイスのセキュリティを向上させるために、製品開発（HW&SW）およびアフターセールス製品メンテナンス（SW更新）のためにいくつかの対策を求める良い意図を持つ法律。ただし、要求される文書作成や報告は、製造業者にとって高い労力を必要とする。</p> <p>②データ法は、消費者がIoTデバイスによって収集/生成されたデータに対して第三者にリアルタイムアクセスを許可する権利を含め、消費者がデータをより多く制御できるようにする法律。この法律は、個人（単一ユーザー）デバイス向けに書かれているが、マルチユーザーデバイス（例：SmartTV）にも適用されるため、完全に実用的ではない。</p>	継続	<p>・EUの法律は、採択される前に実用性と市場適合性を確認する必要がある。そうでないと、法律の実用的な実施を明確にするために不必要な数の法的手続きが発生することになる。</p>	
11	日機輸	EUの法律(指令)によるEU市場の細分化の拡大	<p>・EUの法律は、多くの場合、指令として発行される。指令は、EU加盟国によって現地の法律に置き換えられる予定であり、ヨーロッパ全体で市場の細分化が進んでいる。</p> <p>非常に悪い例は、視聴覚メディアサービス指令（AVMSD：Audiovisual Media Services Directive）である。</p> <p>欧州委員会は現在いくつかの法案を提出しているため、市場の細分化がさらに進むリスクがあり、EU市場向けの製品の開発と販売がますます複雑になっている。</p>	継続	<p>・ヨーロッパで市場の細分化が進む傾向を止め、調和のとれたEU単一市場に向けて取り組み。</p>	
13. デジタル・データ関連の問題						
1	自動部品	個人情報の国外移転規制	<p>・SuccessFactorsにおいて、人員情報を管理しているが、欧州従業員の情報も保有しており、閲覧権限の制御とデータ保管国の規制があり、対応が必要となった。</p> <p>－閲覧権限：人事の特定者のみ閲覧可能に設定を変更。</p> <p>－データ保管国：今回は、たまたまアメリカデータセンターでの保管だったため、対応不要。</p>	継続	<p>・今後、個人情報を有するクラウドサービスを利用する際には、サービス提供者によるGDPR準拠などの情報を開示して欲しい。</p> <p>※既に開示されているかも？</p>	<p>・EU一般データ保護規則（GDPR：General Data Protection Regulation）</p>
2	日機輸	個人情報の国外移転規制	<p>・Brexitにより、2019年3月29日以降にEUから個人データを転送する場合、英国が第三国（非EEA加盟国）になる可能性あり。</p> <p>EU委員会は移行期間が終わる前に、4年後に自動的に失効するという決断をし、英国が個人情報保護に関して十分なレベルにあると判断された場合のみ更新される。</p> <p>EU委員会による英国に対する十分性認定の期限は2025年6月27日。十分性認定がなければ、EUから英国に個人データを転送する業務は、EUデータ保護法の下で個人データの国際転送に課せられる重大な制限により、はるかに大きなコンプライアンス費用に直面することになる。したがって、EU委員会が6月に期限が切れる前に英国の十分性認定の適用を延長するかどうかは、重要な意味を持つ。</p>	継続	<p>・合意なき離脱の場合、ECが英国に対し妥当性判断をする可能性はない。</p> <p>・2020年12月24日にEUと英国はTCAを締結。両国間の個人データ転送については6か月間の「ブリッジングメカニズム」あり。英国政府は英国の組織が個人データをEU/EEAに転送する方法に変更はないと述べている。</p> <p>・英国に対するEU委員会の十分性認定の決定が延長されない場合、移転</p>	

※経由団体：各個社の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
					メカニズムとして標準契約条項に頼る必要がある。	
3	日機輸	個人情報の国外移転規制、データローカライゼーション	・事業を遂行するために、従業員、顧客等の個人情報を収集し、国を跨いで取扱いを行っているすべての法人は、各国法令を順守し、越境移転規制を順守する必要があるが、国・地域により法的に要求される手続きが異なり、その対応のために多重の負担が必要となっている。また、国によっては、当局への届け出が必要であったり、当該国に個人情報を保管することが求められる。 また、規制内容について当局の指針や運用が明確でなく、その確認や調査に各企業でコストや工数負担が増加している。	継続	・政府間の連携・交渉により、個人情報の取扱いルール（越境移転対応含む）の国際的な調和を進めて頂きたい。 ・また、日本の規制も他国との調和を進める必要がある。日本法と各国法で異なる対応が必要とならないようにして頂きたい。	・各国の個人情報保護法令、データローカライゼーションにかかる法令
4	日機輸	製品セキュリティ規制	・IoT製品に求められる法的な要件が各国・地域で異なっており、法令や対応内容の調査、各輸出国で必要な要件や試験への対応負担が増加している。	新規	・政府間の連携・交渉により、セキュリティ要件の国際的な調和を進めて頂きたい。	・欧州サイバーレジリエンス法(CRA : Cyber Resilience Act) ・欧州無線機器指令 (RED : Radio Equipment Directive)等
5	日機輸	脆弱性/インシデント報告規制	・法令に基づく当局報告について、各国・地域や法令により、報告内容・フォーム・報告方法がばらばら。時差がある中での時間制限への対応、現地に対応窓口を置く場合、現地人員確保や現地人員と開発者間の迅速な連携プロセスを要する。 各企業でこれらの対応内容の調査・対応のためのコストや工数負担が増加している。 迅速かつ品質の高い内容を報告するためにも、フォーマットや様式は可能な限りわかりやすく、かつインターネット通信での実行可能性(プラットフォームでの入力やメール受付)等が求められる	新規	・政府間の連携・交渉により、報告内容や報告方式の国際的な調和を進めて頂きたい。	・サイバーレジリエンス法(CRA) ・NIS2 ※重要インフラ領域の場合は米CIRCA、豪SOCI等
6	日商	欧州データ連携基盤(GAIA-X)との連携	・欧州ではGAIA-X等のデータ連携基盤構築の取組が行われている。 今後、欧州企業とのデータ連携が求められる場合、これらのデータ連携基盤との連携が必須となると思われるが、連携の際に各企業でのデータ連携処理の実装が必要となる。一部業界団体のデータ連携基盤（例えばCatena-X）は、NRI社の実装処理を認定しているが、他Sier等の実装処理も存在している。	新規	・データ連携基盤との連携処理について、例えば日本政府でGDPRのような十分性認定を取得して、データ連携基盤との接続を容易にする枠組みや、Sierによる実装処理の乱立をさげ、欧州データ連携基盤との接続を可能とする共通機能（ウラノス・エコシステムでの取り組みと思われるが）を提供することを検討していただきたい。	
7	日機輸	乱立するデジタルデータ関連法規の複雑・域内での不整合	・EU一般データ保護規則（GDPR : General Data Protection Regulation）に基づいて個人データを保護することを目的とした法律に加えて、データとAIに関する包括的な欧州戦略の一環として、多くの法律が制定され、今後も制定見込み。これらの法律は、データのための欧州単一市場の発展を促進するための新しい法的枠組みを創設する。 既存および計画中の法的行為は、法的な不確実性を高めている。新しい法的概念の解釈や法的行為の区別が困難。この新しい法的枠組みは非常に複雑。	継続	・包括的なガイダンスが切実に必要である。 ・ガイダンスやテンプレート条項などは、比較的ゆっくりとしたペースで発行。	・ Regulation (EU) 2016/679 of the European Parliament and of the Council of 27 April 2016 on the protection of natural persons with regard to the processing of personal data and on the free movement

※経由団体：各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

貿易・投資円滑化ビジネス協議会

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
			<p>入り組んだ法的行為が、EUおよび国家レベルでの適用権を巡って争っている。企業は、ますます厳しくなるデータ規制要件のジャングルを進み、コンプライアンス要件を満たす必要がある。データアクセス、データ交換、およびデータ利用に関する新しい規則は、しばしばGDPRの規制内容と衝突している。</p> <ul style="list-style-type: none"> - GDPR (2018) - Regulation on the free flow of nonpersonal data (EU) 2018/1807 (2018) - NIS2 Directive entered into force in October 2024, national implementation is delayed in several countries like e.g., Germany - In the UK the Product Security and Telecommunications Infrastructure (PSTI) regime entered into force in April 2024 - Cyber Resilience Act (CRA) entered into force in November 2024 with transitional period for key obligations - Data Act entered into force in January 2024 and will apply from 12 September 2025 (with exceptions) - AI Act entered into force in August 2024 with a layered timeline for obligations: February 2025 AI Literacy; August 2025 Generative AI models; preparations for the 2 August 2026 general application date of the AI Act - European Accessibility Act (EEA) will apply from 28 June 2025 - ePrivacy Regulation 			<p>of such data, and repealing Directive 95/46/EC (General Data Protection Regulation)</p> <ul style="list-style-type: none"> · Regulation (EU) 2018/1807 of the European Parliament and of the Council of 14 November 2018 on a framework for the free flow of non-personal data in the European Union · Regulation (EU) 2022/868 of the European Parliament and of the Council of 30 May 2022 on European data governance and amending Regulation (EU) 2018/1724 (Data Governance Act) · Regulation (EU) 2022/2065 of the European Parliament and of the Council of 19 October 2022 on a Single Market For Digital Services and amending Directive 2000/31/EC (Digital Services Act) · Directive (EU) 2022/2555 of the European Parliament and of the Council of 14 December 2022 on measures for a high common level of cybersecurity across the Union, amending Regulation (EU) No 910/2014 and Directive (EU) 2018/1972, and repealing Directive (EU) 2016/1148 (NIS 2 Directive) · Regulation (EU) 2023/2854 of the European Parliament and of the Council of 13 December 2023 on harmonised rules on fair access to and use of

※経由団体：各社の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

貿易・投資円滑化ビジネス協議会

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
						data and amending Regulation (EU) 2017/2394 and Directive (EU) 2020/1828 (Data Act)
14. 人権デューデリジェンスに関する問題						
1	日機輸	CSDDDに関するガイドラインの情報不足	・企業サステナビリティ・デュー・デリジェンス指令（CSDDD）の社内準備および実行には、多くの関係者を巻き込むことが必要で、リードタイムも必要になる。また、10条（潜在的な負の影響の防止・軽減）、11条（実際の負の影響の終了・最小化）、15条（モニタリング）、27条（罰則）など、多岐にわたる要求事項について早期に正しく理解することが必要となる。	新規	・欧州当局からの情報（ガイドライン、契約モデル条項）を早期に出して頂きたい。	・企業サステナビリティ・デュー・デリジェンス指令（CSDDD）
2	日機輸	CSDDDに関する情報不足、各国法の差異の懸念	・EU域内に多くの子会社が存在するため、各国法の整備状況の捕捉を効率的に実施する必要がある。特に第6条に規定されるグループレベルでのDD（デューデリジェンス）対応を採用する場合、各国法での規定に大きな差異が生じることでグループレベルでの包括的な対応が難しくなるまたは大幅な見直しをせざるをえない可能性が出てくるのではないかと危惧している。	新規	・各国法の整備状況の捕捉と適用対象企業への情報提供をお願いしたい。	・企業サステナビリティ・デュー・デリジェンス指令（CSDDD）
3	日機輸	議論中のオムニバス法案含む、CSDDD、CSR、その他EU開示法規制とその関連委任法の整合性	・現在議論中のオムニバス法案に代表されるように、企業サステナビリティ・デュー・デリジェンス指令（CSDDD）、企業サステナビリティ報告指令（CSR）、その他類似するEU開示法規制が、企業に対して過剰な負担をしいることなく、本来の法整備の目的（投資家への透明性の高い情報提供、人権デューデリジェンスの実施など）が達成されるような指令・規則間の関係性を明確に整理頂きたい。	新規	・適用時期の後ろ倒しも含めオムニバス法案の策定の検討をお願いしたい。 ・CSDDDでデューデリジェンスガイダンス、開示の委任法を策定される場合には、関連する法規制間の整合性にも配慮したものととして頂きたい。	・企業サステナビリティ・デュー・デリジェンス指令（CSDDD） ・企業サステナビリティ報告指令（CSR）
4	日機輸	EU域外法人によるDD遵守する際の複雑な法人体系、レポートライン	・EU域外の企業が企業サステナビリティ・デュー・デリジェンス指令（CSDDD）、企業サステナビリティ報告指令（CSR）の適用対象となる場合、比較的事業規模の大きい会社であることが想定される。このような非EU法人は、EU域内に持株会社が存在する、または、地域統括の機能を担う子会社が存在する場合など、資本関係と事業オペレーションのラインが一致しない場合も多く存在する可能性が高く、その場合通常のビジネス慣行と異なるレポートラインを追加的に構築する必要があり、対応も非常に困難で、時間を要する。 CSR/欧州サステナビリティ報告基準（ESRS）/EU域外企業向けのCSR報告基準案（NESRS）、EFRAGガイダンス、などはこれらの法人体系についても理解を深めた上で策定されるべきである。	新規	・CSRの適用対象となる企業が、CSRの本来の趣旨に照らして適切なサステナビリティステイトメントのスコップや開示内容を決定できるようなガイドラインの策定を求める。	・企業サステナビリティ・デュー・デリジェンス指令（CSDDD） ・企業サステナビリティ報告指令（CSR）
5	日機輸	EU電池規則の人権DD要求における不明確な適合方法や条件、Notified	・2025年8月から対応必要なEU電池規則の人権デューデリジェンス要求について。 具体的な適合方法や条件、第三者保証を実施するNotified Body、第三者保証方法の詳細およびそのタイムラインについては現時点(25年1月)で不明。2025年2月までに欧州委員会からガイダンスが発行されることになっ	新規	・ガイダンスで示される要求事項によっては8月までに対応が困難な可能性があり、猶予期間等を取って頂きたい。 ・また、万が一ガイダンスの発効が2025年2月より遅れる場合は、要求	・EU電池規則

※経由団体：各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

貿易・投資円滑化ビジネス協議会

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
		Body、タイムライン	ているが、8月の強制日まで十分な時間がなく、対応が困難であることが想定される。		事項の適用開始を遅らせる措置を取って頂きたい。	
15. 新型感染症に起因する問題						
1	自動部品	COVID-19による中部発着の欧米路線の未再開	・新型コロナウイルスの流行により、ほぼすべての海外路線が無くなり、現在では段階的に再開されているものの、中部圏においては欧米路線の再開が無く、駐在員の渡航や一時帰国などにおいて身体的な負担になっている。	継続	・中部圏への欧米路線の再開の働きかけ。	
16. 地域紛争に起因する問題						
1	自動部品	フーシ派の船舶攻撃による紅海、スエズ運河航路の影響	・紅海沖でコンテナ船が攻撃された件を受け、各船社がスエズ運河を回避した運航ルートへ変更している。それに伴い、欧州向けサービスは輸送工期の長期化が発生しバックアップのための航空輸送を余儀なくされている。また、輸送工期長期化の影響で各船社共通して、2024年2月以降スペース枯渇が見込まれている。早期スペース確保のために本船CUT日の1か月前に予約を行う必要があるとフォワーダーからアナウンスされているが、1か月前に出荷物量を確定することも難しく、困っている。	新規		
2	自動部品	フーシ派の船舶攻撃による紅海、スエズ運河航路の影響	・イエメンの反政府勢力フーシ派による紅海でのコンテナ船攻撃によりスエズ運河ルートでの貨物輸送ができなくなり喜望峰ルートへ航路変更。これにより輸送リードタイムが長くなり、また、輸送費用も高くなり、輸送に支障をきたしている。	新規		
3	日機輸	フーシ派の船舶攻撃による紅海、スエズ運河航路の影響	・紅海の危険増加に伴い、スエズ運河を回避する動きが加速、リードタイム増加、追加運賃増加に伴い、輸送コストに与えるインパクトも増大、また先行きの見通しが不透明（事態も長期化を予想）である事より、サプライチェーンの抜本的な見直しも余儀なくされている。	継続	・紅海の治安改善、スエズ運河の安全性を担保する国際的な働きかけ。	
4	日商	フーシ派の船舶攻撃による紅海、スエズ運河航路の影響	・船便のリードタイム長期化に伴い、事業スケジュールが立てづらい。	継続		
5	印刷機械	フーシ派の船舶攻撃による紅海、スエズ運河航路の影響	・紅海航行リスクに伴う海運への影響について、以下の問題がある。 －EU域内等への運行日数の延伸 －コンテナ廻送の延伸 －スペースの切迫と運賃の高騰	新規	・安全な航行の確保。	
99. その他						

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
1	自動部品	円安・物価の高騰	・欧米の物価高騰の勢いが日本と比較してもスピードが速く、特に家賃については毎年値上がりが続いている。当社では毎年、地域の家賃相場、海外駐在員の家賃を調査し、適正な家賃手当の増額を行っているが後手に回る傾向が続いており、駐在員の不安要素となっている。	継続		

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
6. 雇用						
1	自動部品	採用難・人件費コスト増	・法定最低賃金の急激な上昇。 －FY22 Q1 30Kアルバニアレク/月→FY24 Q1 40Kアルバニアレク/月 離職増（英国、ドイツ等の西欧への人材流出）、進出先（首都ティラナ近郊）での人材採用困難。	変更	・新規雇用や雇用規模に応じたサポート。 ・従業員の社会保障に関する政府支援など。	

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
2. 輸出入規制・関税・通関規制・物流						
1	時計協	輸入許可	・ワニ革の時計バンドを輸出する際には、日本でワシントン条約（CITES）に基づく輸出許可を取る必要があるのに加え、更に輸入業者が輸入許可を取る必要があり、時間と手間がかかる。	継続	・輸出側の許可だけで輸入できるようにして欲しい。	・ワシントン条約
2	時計協	輸入許可	・ATAカルネを使ったサンプルの場合にはそのつどの輸出・輸入許可が必要である。	継続	・ATAカルネを使ったサンプルの場合にはそのつどの輸出・輸入許可を不要にして欲しい。	
3	日農工	輸入手続きの不統一・過剰なCertificate提出要求	・イタリアに穀物加工機械を出荷したところ、Food Safety Certificateの提出を求められた。機械全体のCertificateを提出したところ、機械内の原料接触部すべての部品をリスト化し、それぞれについて個別にCertificateを提出するように求められ、対応に膨大な時間と労力を要した。	新規	・今まで部品レベルでの証明書を求められたことはなく、ルールが恣意的に運用されていないか懸念がある。基準を明確にして欲しい。	
4	日農工	燃料規制	・イタリアで製品輸出の際、燃料ゼロが義務化され出荷時に一筆提出する事となる。今までは機械製品で自走が必要なため、一定の燃料を工場に入れて出荷していたが、これが現地で指摘が入った。以前は生産時に燃料を少なめに入れていた為、乙仲出荷時や現地で燃料切れになりクレームとなった為多少多めに入れていたが、今後は塩梅に気を遣う必要性が出てきている。	新規	・詳細確認希望。	
5	印刷機械	リチウムイオン電池の輸送時の取扱いの不統一・不明瞭	・機械に組み込まれているリチウムイオン電池についてSDS（安全データシート）、テストレポートの提出を船積時に求められるようになり準備しているが、船社によってはSP188（リチウム電池を一般貨物扱いで輸送するための特別要件）適用品、かつ危険品ではないことを証明しているにも関わらず危険品と見なされ船積出来ないケースがある。日本海事検定協会のガイドラインはあるためそれに則して対応しているが、世界各国の船社により基準が異なっているものと思われる。フォワーダーも明確には理解出来ない。	新規	・世界標準のガイドラインの制定。	
5. 税制						
1	日機輸	デジタル課税の拙速な導入、新しい課税の仕組みの不統一・未整備	・OECDをはじめ、BEPSプロジェクト参加国の中で、電子経済における新たな課税措置の導入が検討され、2021年に経済のデジタル化に伴う課税上の課題に対する合意に至ったところだが、デジタル事業への新たな課税措置を独自に導入しようとする、または既に導入を決定した国・地域があり、その多くは売上に対する課税で、法人所得税から控除できないもの。各国で独自に課税を行うことにより、クロスボーダーで事業を行う納税者にとっては二重（または多重）課税となりかねない複雑な課税に繋がることが懸念される。 それに対して、BEPS2.0プロジェクトに関する合意における第1の柱の対象は、全世界の売上高が200億ユーロを超え、かつ税引前利益率が10%を超える多国籍企業（資源採取産業と規制対象の金融サービス業は適用除外）であり、対象となる多国籍企業においては、収入の10%を超過する利益として定義される残余利益の25%が、ネクサス（課税の根拠となる結びつき）のある市場国・地域へ配分されることになっている。	継続	・既にデジタル課税を導入している国・地域は今回の合意を受けて制度を廃止して頂きたい。 ・今後予定される各種条約、ガイダンスの公表と併せ、事業会社の意見を吸い上げるコンサルテーション他、意見表明の機会をしっかりと確保し、限られた準備期間においても実務的にも対応可能な制度設計として頂きたい。	・Italian Budget Law 2020 ・BEPS2.0プロジェクト Italy Budget Law 2020 BEPS 2.0 Project

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
2	日機輸	クローバック制度適用期間の未規定	・事業売却後に経営悪化した際に、クローバック制度により経営責任を遡求して問われる期間が、欧州地域の他国と比して相対的に長い。 また、事業売却後に売却先起因で売却事業の経営不安が表面化した際も、クローバックの期間が長いことに加えて、破産法上の刑事責任が問われるリスクがある。	継続	・クローバックの適用期間を法規上で定めて頂きたい。	
3	日商	所得税優遇制度変更による追徴課税リスク	所得税優遇制度の対象者の条件につき、これまで「最低2年間はイタリアに税務上居住する個人」であったのが、2024年より「最低4年間はイタリアに税務上居住する個人」となった。 赴任者の多くが、着任時点で赴任年数が定かでないため、4年の滞在に満たなかった場合の遡りの支払い、および追徴課税のリスクを回避するべく、対象者の条件を以前の「2年」に戻していただくことを希望する。	新規	所得税優遇制度の対象者の条件を「最低2年間はイタリアに税務上居住する個人」に戻すことを希望する。	
7. 駐在員・出向者等に関する問題						
1	日機輸	ビザ・居住許可取得手続きの煩雑・遅延	・ビザ申請に必要な書類が多く、かつ取得に非常に時間がかかるため、ビジネスに支障をきたしている。特に会社から発行する書類への公的認証の取得方法が特殊であり、わかりづらい。 家族帯同をする場合、家族のビザも渡航前に取得する必要があり更に時間がかかる。	継続	・ビザ発行手続きを簡素化及び迅速化して頂きたい。	・移民法
2	日機輸	ビザ・居住許可取得手続きの煩雑・遅延	・家族のビザ取得の際、渡航前の許可申請に時間がかかり、かつ現地入国後の警察署での居住許可も時間と手間を要する。	継続	・双方の手続きの早期化をして頂きたい。	
3	自動部品	長期を要する労働許可証取得	・労働許可証の申請から実際の取得まで3ヶ月超かかる事例もあり、国内的に赴任が決定してから実際に渡航できるまでの期間が他国と比較して長い。（労働許可証が発行されて初めて日本側で入国ビザの申請が可）	新規	・労働許可証申請から許可までの期間の短縮。	
4	日商	労働許可証(Nulla Osta)申請手続きの煩雑・遅延・不明確	・駐在員が決定されてから、現地での移民手続き完了までの時間が全く読めない。労働許可証(Nulla Osta: ヌッラオスタ)や滞在許可証の取得までの所要日数が不明で変動幅が大きく、タイムリーに人の派遣が出来ない。ヌッラオスタが特に問題で、Reggio EmiliaのPrefettura(県庁)は、行政破綻しているように見える。 これまで4名の駐在員が派遣されたが、いずれもヌッラオスタが最大の障壁となっており、人の安定派遣ができないのは事業投資上の極めて重大なリスクと考える。 尚、本アンケート調査回答者(駐在員)についてはヌッラオスタ更新に際しては、更新方法が不明なので新規取り直しとの回答を受けた。	継続	・少なくとも、移民と駐在員は異なる申請～承認プロセスが適用されるべきで、現地側の行政改善が必要。 ・行政都合で滞在許可の取得に平均半年～1年が要され、その間はEU内他国の渡航が出来ないとの事だが、これも日本人駐在員としては極めて問題ある制約である。	
5	日商	労働許可証(Nulla Osta)申請手続きの煩雑・遅延・不明確	・イタリアに入国後、県庁にて滞在契約および融和協定に署名をする必要があるものの、県庁とのアポが取れるのが凡そ入国1か月後となっており、滞在許可の申請・発行に遅れが生じている。駐在員のスムーズな滞在許可証申請の実現のために、県庁とのアポ取得までの期間の短縮を希望する。 (改善) ・就労ビザの発行に必要な労働許可証(Nulla Osta)が申請から取得まで、	変更	・県庁とのアポ取得までの期間の短縮を希望する。	

※経由団体：各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
			以前は被雇用労働者ビザで90日間以上かかっていたところ、現在は60—70日間に短縮されている。			
6	日商	就労ビザ・滞在許可証 (Nulla Osta)取得の不明確・周知不足	<p>・駐在員の就労ビザ・滞在許可証 (Nulla Osta) 取得について、以下の問題がある。</p> <p>①イミグレーション手続き関連業務のため、イタリアの税務番号および戸籍謄本の翻訳のアポステイーユ認証が必要になるが、以前在京イタリア大使館で取得できたものが、現況、担当者によっては断られている。正しい依頼先に関する情報があれば、共有を希望する。</p> <p>－イタリア税番号→ ミラノ県庁もしくは警察署で行う。</p> <p>給与振り込みイタリア銀行口座開設、引っ越し (日本→イタリア) 手続き、住居・各種契約等のため、出来るだけ早めに取得の必要あり。</p> <p>－戸籍謄本イタリア語翻訳+認証→ この1月より在京イタリア大使館では行わないと拒否されるケースがある。(住民登録、家族帯同手続きに必要)</p> <p>②駐在員のNulla Ostaが切れてから、継続してイタリアで労働を続ける場合、一度Nulla Ostaが切れてから次のNulla Ostaを申請するのか、最初のNulla Ostaの期限が切れる日に合わせて予め申請・準備をしてもいいものか、正しい手順にかかわる情報があれば、共有を希望する。</p>	新規	・イタリア税務番号、戸籍謄本の翻訳のアポステイーユ認証、2回目のNulla Osta取得の正しいプロセスにかかわる情報共有を希望する。	
7	自動部品	滞在許可証の発行プロセスの長さ・複雑さ	<p>・滞在許可証の発行プロセスが不明瞭かつ複雑。担当係官によって説明内容が異なるケースもあり。また現地赴任後に一時的な滞在先となるホテルから引越しできない期間が長く、駐在員の生活セットアップに長い時間を要しており、帯同家族の滞在許可証の発行までを含めるとさらにプロセスが長期化する可能性あり。</p> <p>現地日本大使館、商工会にも相談・支援要請を行いながら対応中なるも顕著な事態改善は見られず。</p>	新規	・滞在許可証申請から取得までの期間の短縮。	
8	日商	長期を要する駐在員の住民登録	<p>・イタリアでの住民登録取得に半年以上かかることがあり、健康保険加入の遅れや車の購入ができないなどの弊害が生じているため、システムの改善が求められる。</p> <p>以下が現状：</p> <p>－ミラノ市役所はオンライン申請を推奨しているが、外国人は住民登録が完了していないとオンラインシステムの登録ができないため、社内で代行申請を行っているものの、電話予約が1か月先まで取れない状況である。(なお、イタリア入国直後に定められる、滞在契約署名のための県庁アポイントが1か月待ち+滞在許可証取得まで3か月かかるため、最短で入国4か月後に住民登録申請が可能となっている。)</p> <p>－申請後、警察が45日以内に住居に本人確認に訪れるが、不在の場合は申請が自動キャンセルされることがある。駐在員は、業務のためにイタリアに滞在しているので不在にすることも多く、このシステムの改善要請を希望する。</p> <p>－住民登録には日本総領事館からの戸籍謄本が必要で、ミラノ県庁での合法化も必要となるが、合法化の申請ができるのは、ミラノ住民登録者のみのため矛盾が生じている。合法化が終わる頃には、戸籍謄本の有効期限6か月が切れてしまうケースもある。</p> <p>－住民登録が完了した者のみ健康保険に加入でき、健康保険証が送付さ</p>	新規	・住民登録取得までの期間の短縮とオンラインシステムの改善を希望する。	

※経由団体：各社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
			れるが、現在は勤務者が半年間健康保険に加入できない状況が続いている。			
9	日商	個人の銀行口座開設の困難	・日本人出向員がイタリア現地の銀行口座を開設するにあたり、EU圏外国籍保持者として滞在許可証の提出を求められる。 しかし、赴任から滞在許可証の発行までに大変時間がかかるため（場合によっては半年近く）、社宅賃貸契約や給与の支払いなど、様々な場面で現地口座がない事による支障が生じうる。 現状としては会社と付き合いのある銀行支店に頼み込み、支店長決裁など特例の形で非居住者口座を開設してもらって解決しているが、銀行の人事も流動的で毎回対応が変わるため、担当者によってはなかなか要望が受理されない事も多い。	継続	・少なくとも移民法第27条で赴任している出向員に対して滞在許可証申請中の銀行口座開設を法律として認めてもらいたい。	
8. 知的財産制度運用						
1	日機輸	私的複製補償金制度	・2014年6月、新補償金政令が発効され、記録装置に課される補償金総額が増加した。特に、ハードディスクを有さないにもかかわらず記録機能を有するTVを新製品カテゴリとして定め、4ユーロ/台もの補償金を課されており、不合理である。 新補償金政令（D.M.30.06.2020）により、TVのコピーライト補償金は4ユーロと確認された。業務用製品の除外は承認されたが、除外を受けるための手続きが非常に煩雑である。	継続	・現行法は不公平で非合理的ゆえ、修正されるべき。 ・不公正かつ不合理な現行法を修正すべき。 ・特にハードディスクを有さないTVについての補償金を廃止すべき。	・ Law 633/1941& Implementation Decree 30.06.2020
9. 工業規格・基準・安全認証						
1	時計協	特異な包装規制とEUとの非連携	・容器包装の生産者に対するラベル表示義務に対して、イタリア国内法の為、欧州地域の仕様統一化できず、対応に苦慮している。	継続	・ローカル法規制でなく、EU圏内にて共通で適切な表示規制について統一化をお願いしたい。	・ 立法令116/2020 ・ MiTE通達52445/2021
2	印刷機械	CEマーク取得手続きの不明確	・イタリアから数十年注文が無かった顧客から仕事の話があったが、CEマークについていまいち取得方法がわからない為、商工会議所にも問い合わせしたが、明確でなかった。結局CEマークなしで輸出可能となった。	新規	・顧客でCEマークの取得方法がわかるようにして欲しい。あるいはCEマーク無しでも送れるものがあることを明記して欲しい。	・ CEマークの取得方法が明確でないのわからない。
11. 非効率な行政手続き・予見性を欠く法制度等						
1	日機輸	デジタルテレビの自動番号付けシステムのアクセシビリティ	・デジタルTVにおけるチャンネルの自動番号付けシステムのアクセシビリティに関する新しいAGCOM規制	継続	・この突出性解決案では、現在広く普及しているVODサービスの支配を排除し、ユーザー層があらゆる接続機器で簡単かつ迅速にデジタル地上波放送チャンネルにアクセスできるようにするための一連の要件の採用が想定される。	・ Reg. AGCOM - n. 294/23/CONS; Reg AGCOM - n. 390/24/CONS
2	日機輸	TVのペアレンタルコントロール	・TVのペアレンタルコントロールの新法によるペアレンタルコントロールシステムとエンドユーザーの情報管理の取り決め等の実施の未決定。	継続	・接続されたデバイスにはペアレンタルコントロールシステムが必要であり、家族政策省が実施を要請した関連するエンドユーザー情報の取り	・ DL Caivano

※経由団体：各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
					決めも必要。これに関する実施方法は、貿易団体で議論中。	
3	日機輸	EU域内における各国国内法の差異	・ペアレンタルコントロールに関わる規制が各国で個別に法制化されたり、検討が進められている。同じ領域の事柄について加盟国ごとに異なる要件が導入または提案されているため、対応が大きな負担となっている。	継続	<ul style="list-style-type: none"> ・ EU域内で加盟国ごとにそれぞれ個別の対応を取る必要がないようにするため、EUの共通規制にして頂きたい。 ・ EU市場の障壁となるような要求とならないように配慮して頂きたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ DECRETO-LEGGE 15 settembre 2023, n. 123 Misure urgenti di contrasto al disagio giovanile, alla poverta' educativa e alla criminalita' minorile, nonche' per la sicurezza dei minori in ambito digitale. (23G00135) (GU Serie Generale n.216 del 15-09-2023)
16. 地域紛争に起因する問題						
1	医機連	各国での輸出規制の難化	・ ロシア・ウクライナ紛争以降、各国への輸出規制が難化しており、医療機器およびその消耗品、パーツの輸出申告においても製品の仕様、素材、用途等の問い合わせ、該非判定書の提出等が増加している。これにより業務負担が増大している。	継続		

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
2. 輸出入規制・関税・通関規制・物流						
1	時計協	輸入許可	・ワニ革の時計バンドを輸出する際には、日本でワシントン条約（CITES）に基づく輸出許可を取る必要があるのに加え、更に輸入業者が輸入許可を取る必要があり、時間と手間がかかる。	継続	・輸出側の許可だけで輸入できるようにして欲しい。	・ワシントン条約
2	時計協	輸入許可	・ATAカルネを使ったサンプルの場合にはそのつどの輸出・輸入許可が必要である。	継続	・ATAカルネを使ったサンプルの場合にはそのつどの輸出・輸入許可を不要にして欲しい。	
3	日鉄連	アンチダンピング措置	・2020年10月、国際通商省が日本、中国、韓国、米国、ロシア製の方向性電磁鋼板に対するアンチダンピング措置をEU離脱後に撤廃する旨、公表。	継続		
4	日鉄連	セーフガード措置	<ul style="list-style-type: none"> ・2020年9月30日、国際通商省がEU離脱後に鋼板類、棒鋼、線材、形鋼、軌条、鋼管19カテゴリーを含む鋼材全般に対するセーフガード措置を適用する旨、公示。 －2021年6月30日、セーフガード措置のTransition reviewの最終決定を公示。10品目カテゴリーの措置を3年間延長。また、新たに5品目カテゴリーの措置を1年間延長。 －2021年9月7日、措置見直し調査開始を公示。 －2022年6月、措置見直し調査に対する決定を公示。10品目カテゴリーに対するセーフガード措置を2024年6月30日まで実施、さらに5品目カテゴリーに対するセーフガード措置を2024年6月30日まで延長する旨を公示。 －2023年9月4日、国際通商省 貿易救済庁(TRA)がセーフガード措置延長調査を開始。 －2024年2月9日、国際通商省 貿易救済庁(TRA)がカテゴリー1 熱延鋼板類に対するTRQの見直し調査及びSG措置の一時停止調査を開始。 －2024年6月30日、セーフガード措置延長調査について最終決定が公示された。 －2024年9月30日、カテゴリー1 熱延鋼板類に対する関税割当（TRQ）の見直し調査について、最終決定が公示された(同年10月1日以降、カテゴリー1を1A（商業用）/1B（川下加工用）に区別した上で、カテゴリー1Bについては①グローバルな枠として、カテゴリー1Aに対して関税割当数量を132%増で設定する、②一国あたりの上限を40%として四半期毎に設定する)。 －2024年11月11日、カテゴリー2 冷延鋼板類に対するDiscontinuation Reviewが開始された。 －2024年12月16日、カテゴリー1 熱延鋼板類に対するセーフガード措置の一時停止調査について、調査結果が公示された(以前の一時停止勧告の根拠となった条件はもはや残っておらず、本調査は同日をもって終了する)。 	変更		
5	日機輸	英国のEU離脱に伴う関税負担(原産地証明)	・英国・EU貿易協力協定（TCA）において、日本、韓国、トルコ等には原産地証明の拡張累積が認められていないため、日本・韓国・トルコ等での生産部品の使用にかかるコストアップが負担となっている。	継続	・EU・英EPAにおける拡張累積の合意。	

※経由団体：各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
6	日機輸	非特惠原産地規則の未整備・不明確	・非特惠原産地規則が不明確（そもそも定められていない、または詳細規則が不明）。そのため、自主判定が定まらず、関税法違反の懸念が残る。	新規	・WTOが推奨の関税番号変更基準に制定、または明確化。	
3. 経済安全保障に起因する問題						
1	日機輸	ロシア産原材料使用の鉄鋼製品に対する輸入規制	・ロシア産原材料使用の鉄鋼製品に対する輸入規制について、 －EUが対ロシア制裁パッケージ第11弾として2023年9月30日から開始した、ロシア産原材料使用の鉄鋼製品に対する輸入規制によって、対象となるHS製品をEU域外からEUに輸出する場合、ロシアを原産国とする材料を使用していない旨の書類の提出を求められることになった。エビデンスの種類などはEU各国税関の裁量に委ねる運用とされたことにより、同じ制裁（規制）でありながら各国税関対応が統一されておらず、過剰な書類提出を求める国もあり、輸出国側対応で非常に工数がかかっている。 －規制内容についてEU加盟国内企業の理解が十分でなく、規制対象以外の製品に対しても宣誓書の提出を求めてくるなどの対応にも追われている。 －英国においても、同じHSを対象としたほぼ同一内容の制裁を行っているが、英国の「ロシア産原材料を使用した鉄鋼製品」の定義がEUよりも厳しい内容となっている。	継続	・EU加盟国で統一した運用とするよう、運用面についても発効前に十分な設計をお願いしたい。 ・EU企業が、輸入規制の内容を正確に理解するよう、EU内での説明会の実施等を促して頂きたい。 ・英国とEUで整合した規制内容として頂きたい。	・ Schedule 3B of the United Kingdom's Russia Sanctions (EU Exit) Regulations 2019 ・ COUNCIL REGULATION (EU) 2023/1214 of 23 June 2023 amending Regulation (EU) No 833/2014 concerning restrictive measures in view of Russia's actions destabilising the situation in Ukraine (Annex V List of iron and steel products referred to in Article 3g) ・ Schedule 3B of the United Kingdom's Russia Sanctions (EU Exit) Regulations 2019
2	日商	ロシア損害保険会社のサンクシヨリスト登録	・ロシア日系企業が損害保険を購買するには、会社の信頼性等を鑑みるとIngosstrakh社しか選択肢がない状況であるが、2024年6月に同社がUKサンクシヨンの対象となり、各社の社内規定上、同社からの保険購買が難しくなる企業が発生している。	新規	・サンクシヨンの対象となった理由はロシアの影の船団への保険提供がロシア政府を利しているとの説明であるが、Ingosstrakh社はサンクシヨンの免責条項を西側保険会社と同様に保険に適用しており、UK指摘の理由には該当していない。UK政府に働きかけ、サンクシヨンの対象から除外していただけると有難い。	
4. 為替管理・金融						
1	日機輸	EMIR対応による煩雑な報告義務及び免除申請	・欧州市場インフラ規制（EMIR：European Market Infrastructure Regulation）にて定められた規則につき、金融機関だけではなく事業会社にも取引情報蓄積機関（TR：Trade Repository）への報告義務がある。金融機関との取引だけではなく、グループ内取引も対象となるため規制対応負担が重い。 また、グループ内取引の免除規則も導入されたが、免除申請が欧州連合と英国で異なり煩雑な手続きが必要。	継続	・規則の緩和、手続きの簡素化をして頂きたい。 ・事業会社への適用は免除頂きたい。	・ 欧州市場インフラ規則
5. 税制						

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
1	日機輸	デジタル課税の拙速な導入、新しい課税の仕組みの不統一・未整備	<p>・OECDをはじめ、BEPSプロジェクト参加国の間で、電子経済における新たな課税措置の導入が検討され、2021年に経済のデジタル化に伴う課税上の課題に対する合意に至ったところだが、デジタル事業への新たな課税措置を独自に導入しようとする、または既に導入を決定した国・地域があり、その多くは売上に対する課税で、法人所得税から控除できないもの。各国で独自に課税を行うことにより、クロスボーダーで事業を行う納税者にとっては二重（または多重）課税となりかねない複雑な課税に繋がることが懸念される。</p> <p>それに対して、BEPS2.0プロジェクトに関する合意における第1の柱の対象は、全世界の売上高が200億ユーロを超え、かつ税引前利益率が10%を超える多国籍企業（資源採取産業と規制対象の金融サービス業は適用除外）であり、対象となる多国籍企業においては、収入の10%を超過する利益として定義される残余利益の25%が、ネクサス（課税の根拠となる結びつき）のある市場国・地域へ配分されることになっている。</p>	継続	<p>・既にデジタル課税を導入している国・地域は今回の合意を受けて制度を廃止して頂きたい。</p> <p>・今後予定される各種条約、ガイダンスの公表と併せ、事業会社の意見を吸い上げるコンサルテーション他、意見表明の機会をしっかりと確保し、限られた準備期間で実務的にも対応可能な制度設計として頂きたい。</p>	<p>・2018年度予算案及び法案（2019年7月）</p> <p>・BEPS2.0プロジェクト</p> <p>FY2018 Preliminary Budget (July 2019)</p> <p>BEPS 2.0 Project</p>
2	日機輸	個人所得の全世界課税	<p>・これまで非永住者は、個人所得税の申告時に送金ベース課税（英国内に送金しない限り、英国内で課税されない優遇制度）を選択することができた（※最大15年まで。16年目以降は全世界課税）税制改革により非永住者は、居住5年目以降は全員、全世界課税の対象となる。企業はこれまで以上に個人所得にかかる税負担が大きくなるとともに、駐在員の確定申告作業も増加する。</p>	新規		
6. 雇用						
1	自動部品	最低賃金引上げ・賃金の高騰	<p>・物価レベル、Living Wageを考慮し、設定される最低賃金は、EU他国と比較して非常に高いレベルにあり、人に頼る工程が多い製造では、競争力が保てず、大陸側のビジネス確保が非常に困難になってきており、経営を圧迫している。</p>	継続		・最低賃金法
2	自動部品	技術者の不足	<p>・技術者の絶対数が需要に比べ少ない。製造の現地移管を図るに当たり、現地人技術者の絶対数が不足、大手の企業、賃金の高い企業からの引き抜きが頻繁に発生、安定したオペレーションを困難としている。</p>	継続		
7. 駐在員・出向者等に関する問題						
1	日機輸	ビザ取得・延長申請手続きの遅延	<p>・ロシアウクライナの紛争等の影響で、2022年上期～9月くらいをピークに、英国ビザの発行や更新に、従来の倍以上の時間がかかった。現在状況は落ち着いてきているものの、同様の対応が発生した際に、どこかの機関に働きかける必要がある。</p> <p>日本での発行は3週間程度と落ち着いているが、英国内でのビザ延長は、高額なプライオリティサービスを使わないと、多くて8-10週間程度かかることもある（3週間程度で済むこともある）延長申請中は英国外に出られなくなるため、出張に影響がでる社員も多く、引き続き行政サービスの改善を求める。</p>	継続	・円滑なビザ発給業務を実施して頂きたい。	
2	自動部品	ビザ取得手続き費用増	<p>・日本人のビザ取得手続き費用が急激に増加。日本人駐在員のビザ取得費用は、毎年徐々に増加しており、数年前と比較すると倍以上となって</p>	新規		

※経由団体：各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

貿易・投資円滑化ビジネス協議会

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
			いる。他国ビザ取得費用と比較しても英国は突出しており、収益を圧迫する要因のひとつとなっている。			
3	日機輸	eVisa移行の準備不足	・物理ビザカード（BRPカード）が廃止となり、電子ビザ（eVisa）に移行した。移行は完了したが行政や金融機関の対応は遅れている。現状、物理ビザカードの有効期限は切れているが、ビザ移行が出来ていない移民や空港・航空会社の対応を統率できていないことを背景に、政府はいまだ出国時に物理ビザカードの携帯を推奨している。金融機関では、これまでカードで移民ステータスを確認できていたが、eVisaに移行したことにより確認手段が消え、窓口での滞在ステータスの証明が必須となっている。また、英国のETAやEUのETIAS（未導入）の影響や、ヨーロッパ域内での入出国時の英国滞在許可の証明には不安が残る。行政や各民間サービス、EU各国との連携が進むことを願う。 ※シェアコードの利用は変わらず可能	新規	・ eVisaを用いた滞在許可証明が、行政や民間サービスにも普及するようご提言いただきたい。	
4	日機輸	留学生扶養家族に対するビザ取得要件の厳格化	・ 2024年1月に適用開始した英国の法改正において、修士課程（MBA含む）の学生ビザで家族帯同が禁じられた。就学・キャリア形成環境としてロンドンを希望するも、家族帯同不可を理由に他国に進学を余儀なくされる事態が生じている。	継続	・ 企業派遣生に対する条件免除。	
5	日機輸	電子渡航認証システム申請の不公平	・ 電子渡航認証システム（ETA：Electronic Travel Authority）の申請は、相互主義の観点から課題感。日本入国時は求めていないのに英国、欧州連合入国時だけ求められるのは不公平。	新規	・ 日本人をETA対象から除外。	
6	日機輸	赴任前の銀行口座の保有不可	・ 日本の金融法により、現状日本居住者が英国赴任前に英国口座を開設することができない。英国赴任後に速やかな給与支給ができず、派遣員の生活立ち上げに際し障壁となっている。	新規	・ 英国赴任前の英国銀行口座の開設を許可。	
8. 知的財産制度運用						
1	日機輸	通常実施権の対抗要件	・ 通常実施権が登録されている場合又は第三者が通常実施権の存在につき悪意の場合には、当該通常実施権を第三者に対抗できる。しかし、open-innovationで通常実施権の許諾が頻繁に使われる現状を考慮すると、それらをいちいち登録し、管理することを求めるのは、企業らには非常に負担になる。また実施許諾契約は、条件はもちろんのこと、その存在自体も秘密であることが多く、登録することによって公になるのは好ましくない。 実際に、実施許諾を受けている特許権に基いて提訴される事件が発生している国もあり、一刻も早く当然対抗制度の導入を求めたい。	継続	・ 通常実施権を登録しなくとも第三者に対抗できるようにして頂きたい。	・ 英国特許法第33条
2	製薬協	パテントリンケージ制度の不在	・ CPTPPではパテントリンケージ制度が知財関連規定に含まれているが、現在英国ではこの仕組みが存在しない。（パテントリンケージは、後発医薬品承認時に先発医薬品の有効特許を考慮する仕組みである。）	継続	・ CPTPPに従い、英国でパテントリンケージ制度の導入を要望して頂きたい。	
3	製薬協	SPCの基準日の相違によるSPC期間の短縮	・ 英国では医薬品の補足的保護証明書（SPC：Supplementary protection certificate）計算の基準日は、特許出願から欧州医薬品庁（EMA：European Medicines Agency）もしくは英国医薬品医療製品規制庁（MHRA：UK medicines regulator）のいずれか早い方での承認取得日までとなっている。（UKはBrexitによりEUから脱退したため、別途MHRA	変更	・ 英国でのSPC計算の起点はMHRAにおける承認取得日とすることを期待する。	・ The Supplementary Protection Certificates (Amendment) (EU Exit) Regulations 2020 (legislation.gov.uk)

※経由団体：各社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

貿易・投資円滑化ビジネス協議会

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
			に承認申請する必要がある) Backlogのため同時期に申請したとしてもMHRAでの承認はEMAでの承認よりも遅れる。 上記理由によりEU/EEAでの承認が基準日となり、現在の計算方法では(EMA~MHRAでの承認期間の差分だけ)UKのSPC期間が削られている。 また、2025年1月よりEMAでの承認(Centralized Authorization)には北アイルランド(NI)が含まれなくなったため、同様の問題がNIでも生じることとなった。			
10. 環境問題・廃棄物処理・炭素中立関連の諸規制						
1	日機輸	CBAM規則の不明瞭・運用の未整備	・炭素国境調整メカニズム(CBAM)規則について、以下の問題がある。 -EUのCBAM移行期間が2023年10月開始した。不正確な報告や報告を怠れば(輸入者に)罰金を課すという制度でありながら、内容に不明瞭な点も多いため、内容確認や具体的対応の検討が思うように行えず大変な負担となった。 -2025年からEU指定の計算方法での炭素量算出が必須となるが、非常に難解な内容である。2024年7月からデフォルト値での報告が不可となったため、多くの輸出社が代替計算方式もしくはEU指定の計算方法での回答を各社解釈・各社様式で依頼してこられるため、大変に混乱が生じている。ボルトやナットなどの鉄鋼製品は、実生産者が中小規模の生産者であることが多く、対応が非常に困難で、また相当の負担が生じているため、代理で簡易に計算できるツールの検討が必要である。 -控除されるべき「日本で支払った炭素税」については、何を炭素税と捉えるのが現時点は不明である。公開タイミングの開示もお願いしたい。	変更	・対象品拡大の抑制。(現在の限られた対象製品対応だけでも相当な負担) ・日本政府からの情報展開もお願いしたい。 ・英国でもCBAM導入が決定されたが、EU版と同一の制度となるようお願いしたい。(計算方法が異なることになれば、対応がさらに困難)	・REGULATION (EU) 2023/956 OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 10 May 2023 establishing a carbon border adjustment mechanism
13. デジタル・データ関連の問題						
1	日機輸	製品セキュリティ規制	・IoT製品に求められる法的な要件が各国・地域で異なっており、法令や対応内容の調査、各輸出国で必要な要件や試験への対応負担が増加している。	新規	・政府間の連携・交渉により、セキュリティ要件の国際的な調和を進めて頂きたい。	・英国 製品セキュリティおよび通信インフラストラクチャ法規制(PSTI: Product Security and Telecommunications Infrastructure Act)等
16. 地域紛争に起因する問題						
1	医機連	各国での輸出規制の難化	・ロシア・ウクライナ紛争以降、各国への輸出規制が難化しており、医療機器およびその消耗品、パーツの輸出申告においても製品の仕様、素材、用途等の問い合わせ、該非判定書の提出等が増加している。これにより業務負担が増大している。	継続		
99. その他						
1	自動部品	英国のEU離脱に伴うビジネス機会減少	・英国のEU離脱後、EUとの通商交渉に基づく関税設置の懸念が払拭出来ず、またEU得意先の生産地比率等から、英国仕入先との取引を敬遠する得意先もあり、対大陸側得意先への競争力低下、ビジネス機会減少等が	継続		

※経由団体：各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

貿易・投資円滑化ビジネス協議会

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
			懸念される。 EU離脱後、EU移民労働力がロースキルであり、技能員等確保が困難になった為、英国人の採用を増やしているものの、定着率が悪く、人の入替が増加し、生産性の低下を招き収益を圧迫している。			

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
2. 輸出入規制・関税・通関規制・物流						
1	時計協	輸入許可	・ワニ革の時計バンドを輸出する際には、日本でワシントン条約（CITES）に基づく輸出許可を取る必要があるのに加え、更に輸入業者が輸入許可を取る必要があり、時間と手間がかかる。	継続	・輸出側の許可だけで輸入できるようにして欲しい。	・ワシントン条約
2	時計協	輸入許可	・ATAカルネを使ったサンプルの場合にはそのつどの輸出・輸入許可が必要である。	継続	・ATAカルネを使ったサンプルの場合にはそのつどの輸出・輸入許可を不要にして欲しい。	
3	日機輸	個人消費の輸入荷物への課税	・個人消費の輸入荷物（日本食や日用品）につき、1梱包あたり、荷物申告価格が150ユーロを超える場合は課税対象となる。 －課税内訳：申告価格に対して VAT 21% & 従価税 2.5%	継続	・水準の適正化および明確化を検討して頂きたい。	
9. 工業規格・基準・安全認証						
1	印刷機械	複雑な規格・認証制度の対応の困難	・規格・認証制度が複雑で対応が難しい。費用面でも負担が大きい。	継続		

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
2. 輸出入規制・関税・通関規制・物流						
1	日機輸	非特惠原産地規則の未整備・不明確	・非特惠原産地規則が不明確（そもそも定められていない、または詳細規則が不明）。そのため、自主判定が定まらず、関税法違反の懸念が残る。	新規	・WTOが推奨の関税番号変更基準に制定、または明確化。	
7. 駐在員・出向者等に関する問題						
1	日機輸	煩雑なビザ取得要件	・ビザ申請に必要な書類が多く、かつ取得に非常に時間がかかるため、ビジネスに支障をきたしている。ビザ取得要件のハードルが高い。特にビザ取得2年後の更新が難しく、日本から必要な技術、ノウハウの展開が出来ない状況。	継続	・ビザ発行手続きを簡素化して頂きたい。 ・ビザ要件のハードルを下げて頂きたい。	・移民法
2	日機輸	帯同家族のビザ更新に課される語学要件	・帯同家族のビザ更新に関して、自国公用語の習得が更新の条件となっているが、マイナー言語ほど心理的負担が大きくなり、コストに見合わないことから家族帯同を断念せざるを得なくなる。	継続	・複数年で帰任する企業駐在員に対する条件免除。	
10. 環境問題・廃棄物処理・炭素中立関連の諸規制						
1	日機輸	締約国のストックホルム条約審議途上での独自規制の前倒し	・シンガポールやスイスなどのストックホルム条約批准国がCOPで廃絶勧告され、国連事務総長がレターを発行する前段階のPOPRC最終段階において、突如、早期に前倒して規制を行う場合が散見される。	継続	・少なくとも条約批准国は条約の審議の流れに則った規制スケジュールを順守頂くように要望頂きたい。産業界は条約の審議状況に応じて、サプライチェーンへの連絡や製品への含有規制をコントロールしているため、逸脱した動きに困惑また、対応に苦慮している。都度、当局へ意見書を送付しているが、認められる場合とそうでない場合があり、個別対応を強いられるなど、過剰な対応を迫られることとなる。	・ストックホルム条約

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
7. 駐在員・出向者等に関する問題						
1	日機輸	不便なビザ延長申請	・企業内転勤（ICT）ビザ取得から3年以上経過し、ビザ延長を行う際に一度スウェーデン国外に出なければいけない。	継続	・スウェーデン国内にしながら延長出来るようにして頂きたい。	

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
2. 輸出入規制・関税・通関規制・物流						
1	日商	関税免除措置の撤廃	・弊社主要製品の1つはインドネシアのグループ会社から欧州へ輸出しているが、欧州内で製造されていない事もあり昨年2024年までは関税が免除されていた。しかしながら、2025年1月1日より免除措置が撤廃され、課税対象となった。	新規	・欧州非製造品への課税免除再開。	
2	時計協	輸入許可	・ワニ革の時計バンドを輸出する際には、日本でワシントン条約（CITES）に基づく輸出許可を取る必要があるのに加え、更に輸入業者が輸入許可を取る必要があり、時間と手間がかかる。	継続	・輸出側の許可だけで輸入できるようにして欲しい。	・ワシントン条約
3	時計協	輸入許可	・ATAカルネを使ったサンプルの場合にはそのつどの輸出・輸入許可が必要である。	継続	・ATAカルネを使ったサンプルの場合にはそのつどの輸出・輸入許可を不要にして欲しい。	
4	自動部品	EU圏外からの輸入手続きの複雑・高額な手数料	・EU圏外からの輸入品に関して、関税や部品の代価以上の高額な手数料を徴収される。 税関での書類手続きが非常に複雑で受領までに時間と工数が掛かる。 政治的問題で、アルジェリアへの輸出ができない。	継続	・発送元、発送物、内容により検査レベル、関税額をマニュアル化して受け取り側の負担を軽減したい。 ・アルジェリア情報があればご提供頂きたい。	
5	印刷機械	リチウムイオン電池の輸送時の取扱の不統一・不明瞭	・機械に組み込まれているリチウムイオン電池についてSDS（安全データシート）、テストレポートの提出を船積時に求められるようになり準備しているが、船社によってはSP188（リチウム電池を一般貨物扱いで輸送するための特別要件）適用品、かつ危険品ではないことを証明しているにも関わらず危険品と見なされ船積出来ないケースがある。 日本海事検定協会のガイドラインはあるためそれに則して対応しているが、世界各国の船社により基準が異なっているものと思われる。フォワードも明確には理解出来ていない。	新規	・世界標準のガイドラインの制定。	
5. 税制						
1	日機輸	デジタル課税の拙速な導入、新しい課税の仕組みの不統一・未整備	・OECDをはじめ、BEPSプロジェクト参加国の中で、電子経済における新たな課税措置の導入が検討され、2021年に経済のデジタル化に伴う課税上の課題に対する合意に至ったところだが、デジタル事業への新たな課税措置を独自に導入しようとする、または既に導入を決定した国・地域があり、その多くは売上に対する課税で、法人所得税から控除できないもの。各国で独自に課税を行うことにより、クロスボーダーで事業を行う納税者にとっては二重（または多重）課税となりかねない複雑な課税に繋がる懸念がある。 それに対して、BEPS2.0プロジェクトに関する合意における第1の柱の対象は、全世界の売上高が200億ユーロを超え、かつ税引前利益率が10%を超える多国籍企業（資源採取産業と規制対象の金融サービス業は適用除外）であり、対象となる多国籍企業においては、収入の10%を超過する利益として定義される残余利益の25%が、ネクサス（課税の根拠となる結びつき）のある市場国・地域へ配分されることになっている。	継続	・既にデジタル課税を導入している国・地域は今回の合意を受けて制度を廃止して頂きたい。 ・今後予定される各種条約、ガイドランスの公表と併せ、事業会社の意見を吸い上げるコンサルテーション他、意見表明の機会をしっかりと確保し、限られた準備期間においても実務的にも対応可能な制度設計として頂きたい。	・ Law 4/2020 ・ BEPS2.0プロジェクト Law 4/2020 BEPS 2.0 Project
6. 雇用						

※経由団体：各個社の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
1	日商	労働者に有利な労働法、制度	・業界別の労働協約に従いインフレ率に連動した賃上げが必須も、物価減少しても減給はできない。また、待遇変更や解雇が非常に難しく、会社業績に応じた対応が取り難い場合が多い。	継続	・物価減少、著しい業績悪化の場合は、賃下げもできる余地を設けて欲しい。	
2	自動部品	労働条件に関する慣習、制度	・待遇変更や解雇が非常に困難で、経済状況変化に応じた対応策は皆無し。また、年功序列、終身雇用が存在し、若手育成の阻害要因になっている。 FY24年から勤務時間も短縮する法案も出て（未確定）おり労働調整が必要になる。	継続	・労働者側に成果主義が働くような環境を希望。	
7. 駐在員・出向者等に関する問題						
1	日商	身分証明書更新のタイミングと再入国許可証	・身分証明書（NIEカード）は期限失効してからでなければ更新申請ができず、申請後必ず一定期間有効な身分証明書を所持しない状態が発生する（申請中である旨のメールは送信される）。この更新手続き期間中にスペイン国外へ出国、再入国する場合、再入国許可証の取得が必要だが、本許可証はスペイン国内のみで有効で、他のシェンゲン協定国経由でスペインに再入国する場合、その国で本許可証が有効と認められず入国できない事態が発生するリスクあり。出張、一時帰国等のスケジュールに制限がかかる。	継続	・有効期間内（失効1カ月前から等）での身分証明書更新手続き受付。 ・再入国許可証の全シェンゲン加盟国での有効化。	
2	自動部品	日西社会保障協定による居住証明書の毎年の更新義務	・日西社会保障協定締結に伴い、年金の二重払いはなくなったが、駐在員のNIEカード（居住証明書）が毎年更新になり、手続きをして発行されるまでに時間が掛かり、その後数か月で再度更新をする、という不合理な状態。 更新期間が長い為NIEカードの期限切れ状態になり、出国時には再入国許可証の発行が必要になるが、これも直ぐには対応してもらえない。	継続	・駐在員特別対応希望。	
3	日機輸	雇用者負担の大きい社会保障費	・雇用者負担比率の大きい社会保障費。	継続	・社会保障費の負担の軽減。	・ Labour law of Spain
8. 知的財産制度運用						
1	日機輸	私的複製補助金制度	・スペイン政府は2017年7月3日12/2017勅令を承認、2017年8月から補助金制度を再導入。	継続	・補助金制度の軽減。	・ Intellectual Property Law
2	日機輸	押収模倣品の保管費用負担増	・模倣品の刑事訴訟において、押収された模倣品を保管するための倉庫費用は権利者負担となっている。訴訟が終結するまで、2~6年を要するため、権利者の金銭的負担が大きい。また、電池等を大量に長期保管すれば、液漏れによる発火の危険性もある。	継続	・押収数が多い場合、金銭的にも工数的にも負担が重いため、全数保管ではなく一定数保管を認める運用に改善して欲しい。 ・また、模倣品を長期保管することの危険性を理解し、裁判官によっては、上記運用が認められている場合もあり、全ての案件での適用を希望する。	
10. 環境問題・廃棄物処理・炭素中立関連の諸規制						

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
1	日商	プラスチック包装に関する法律の厳格	・プラスチック包装に関する法律（Royal Decree 1055/2022）について、スペインにプラスチック梱包を含む製品（弊社の場合、化学薬品を入れているプラスチックのドラムやIBCコンテナ）を輸出する場合、スペイン政府に登録しなくてはならない。登録の為に、スペインのタックナンバーを取得するか、又は、スペインに法定代理人を立てる必要がある、スペインに拠点を持たない企業においては登録のハードルが高い。	継続	・登録条件の緩和。	・プラスチック包装に関する法律（Royal Decree 1055/2022） https://www.miteco.gob.es/es/calidad-y-evaluacion-ambiental/temas/prevencion-y-gestion-residuos/prevencion-y-gestion-residuos/registro-productores-producto-seccion-envases.html
2	自動部品	六価クロムの使用禁止による代替品の不在	・2029年以降、六価クロムの使用禁止になり、六価クロムの代替品、硬質三価クロムメッキの技術設立が急務。	継続	・可能な限りの情報提供を頂きたい。	
3	時計協	特異な包装規制とEUとの非連携	・容器包装の生産者に対するラベル表示義務に対して、スペイン国内法の為、欧州地域の仕様統一化できず、対応に苦慮している。	新規	・ローカル法規制でなく、EU圏内にて共通で適切な表示規制について統一化をお願いしたい。	・スペイン王令 1055/2022
11. 非効率な行政手続き・予見性を欠く法制度等						
1	日機輸	EU域内における各国国内法の差異	・EUの一部の加盟国で、包装に関する独自要求を盛り込んだ規制が検討、またはすでに公布されている。特に包装の廃棄に関するラベル表示について、スペインでは分別情報の表示が義務づけられている。こういった各国での独自の要求は、EU市場の障壁となり、市場に不要な混乱を生じさせる。	継続	・EU市場の障壁となるような要求とならないように配慮して頂きたい。 ・また、メーカーが確実に遵守できるよう、対応の猶予期間を十分に設けて頂きたい。	・ Real Decreto 1055/2022, de 27 de diciembre, de envases y residuos de envases
2	日機輸	EU域内における各国国内法の差異	・ペアレンタルコントロールに関わる規制が各国で個別に法制化されたり、検討が進められている。同じ領域の事柄について加盟国ごとに異なる要件が導入または提案されているため、対応が大きな負担となっている。	新規	・EU域内で加盟国ごとにそれぞれ個別の対応を取る必要がないようにするため、EUの共通規制にして頂きたい。 ・EU市場の障壁となるような要求とならないように配慮して頂きたい。	・ El Gobierno aprueba el Anteproyecto de Ley Orgánica para la protección de las personas menores de edad en los entornos digitales https://www.mjusticia.gob.es/es/ElMinisterio/GabineteComunicacion/Paginas/APLO-proteccion-menores-entornos-digitales.aspx
3	日機輸	自国法令のEU販売法との不統一	・4月27日付のスペイン王室令「Royal Decree-Law 7/2021」が2021年4月28日官報に公開された。 －5年から10年（製造終了から）のスペアパーツの入手を可能にすること。 －商品の配送から2～3年間の法定保証期間。	継続	・域内市場の内部分裂を回避し、EU加盟国内でEUとの連携を図る。	・ Royal Decree-law 7/2021dated 28/04/2021

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
16. 地域紛争に起因する問題						
1	医機連	各国での輸出規制の難化	・ロシア・ウクライナ紛争以降、各国への輸出規制が難化しており、医療機器およびその消耗品、パーツの輸出申告においても製品の仕様、素材、用途等の問い合わせ、該非判定書の提出等が増加している。これにより業務負担が増大している。	継続		

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
16. 地域紛争に起因する問題						
1	医機連	各国での輸出規制の難化	・ロシア・ウクライナ紛争以降、各国への輸出規制が難化しており、医療機器およびその消耗品、パーツの輸出申告においても製品の仕様、素材、用途等の問い合わせ、該非判定書の提出等が増加している。これにより業務負担が増大している。	継続		

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
7. 駐在員・出向者等に関する問題						
1	日機輸	帯同家族のビザ更新に課される語学要件	・帯同家族のビザ更新に関して、自国公用語の習得が更新の条件となっているが、マイナー言語ほど心理的負担が大きくなり、コストに見合わないことから家族帯同を断念せざるを得なくなる。	継続	・複数年で帰任する企業駐在員に対する条件免除。	

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
2. 輸出入規制・関税・通関規制・物流						
1	日機輸	非特惠原産地規則の未整備・不明確	・非特惠原産地規則が不明確（そもそも定められていない、または詳細規則が不明）。そのため、自主判定が定まらず、関税法違反の懸念が残る。	新規	・WTOが推奨の関税番号変更基準に制定、または明確化。	
9. 工業規格・基準・安全認証						
1	日機輸	煩雑な証明プロセス	・セルビアで輸入されたすべての電子製品は、上市される前に現地の認証機関によって、技術構造ファイル（TCF：Technical Construction Files）、適合宣言書（DoC：Declaration of Conformity）、試験報告書、安全報告書といった全ての報告書に認定を受ける必要がある。	継続		
16. 地域紛争に起因する問題						
1	医機連	各国での輸出規制の難化	・ロシア・ウクライナ紛争以降、各国への輸出規制が難化しており、医療機器およびその消耗品、パーツの輸出申告においても製品の仕様、素材、用途等の問い合わせ、該非判定書の提出等が増加している。これにより業務負荷が増大している。	継続		

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
2. 輸出入規制・関税・通関規制・物流						
1	自動部品	税関局へのBODの無犯罪証明の提出	・チェコ税関局は、特殊鉱油を取り扱う企業に対し、代表メンバーの無犯罪証明を求めている。無犯罪証明は毎年要求され、提出期限は30日以内となっている。対象者は在日本大使館に無犯罪証明を申請しているが、受領までに約3カ月かかり間に合わない。そのため、毎回、税関局に提出期限延長の申請をする必要がある。	新規	・無犯罪証明の提出頻度の見直しや現実的な提出期限の設定。	・税管理法 *チェコ語の記載 o spotřebních daních, ve znění pozdějších předpisů (dále jen „zákon o SPD“)
2	日機輸	個人消費品への輸入規制	・輸入通関レギュレーション 個人消費輸入品の大半が日本国内販売・国内消費を基準としているため、海外輸送における通関必要書類（正式書類）を入手することはほぼ不可能。 ※個人消費輸入すべての商品において、同書類を入手できない限り不可となる。	継続	・個人消費輸入品の免税措置。 ・会社制度利用の個人消費輸入品への簡易通関措置。	・輸入通関レギュレーション 個人輸入品(食料品)における(CED: Common Entry Document)の申請が必要となる。 ※アメリカのFDA同様に －すべての部品は、個別に明細化する必要がある。ゼロ値は不許可。 －動物製品を含むEU以外の国からのすべての出荷は、事前にPRG-GTWの承認を受けなければならない。 －物証明書が必要。CZに発送する前に貨物について通知が必要。 －中国からの茶製品と日本からのすべての食品は、指定された入国地点(LEJ)で検査され、Common Entry Document(CED)が必要。 ※当該検査には150ユーロが請求される。 －委託先は学生・CZでの在学証明書添付、転居の場合は雇用契約書添付、賃貸同意書とパスポート、超過手荷物/忘れ物がある場合は、CZとパスポートに航空券の提出が必要。
4. 為替管理・金融						
1	自動部品	機能通貨変更の困難	・2024年1月1日より、会計上、機能通貨を用いることが可能となったが、機能通貨は一度決定すると変更できずコロナに戻すことはできない。 また、変更にはシステムの改修が必要だが、経験やノウハウを持ったベ	新規		・ https://www.jetro.go.jp/ext_images/jetro/overseas/cz_praha/platform/202401.pdf

※経由団体：各社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
			ンダーがおらず、システムトラブルが発生すると企業活動に大きな影響がある、さらに、機能通貨の変更について監査会社に十分な説明が必要である。これらの問題から、ユーロへの機能通貨変更を実施できていない。			
6. 雇用						
1	日商	労働者不足・賃金高騰	・政府の積極的な外資誘致により低失業率が続き、賃金上昇に繋がっている。また、慢性的な人手不足を背景に近隣企業との人の奪い合いも継続している。	継続	・労働力不足を解消させるために、外国人VISA発給を緩和して頂きたい。	・移民法
2	自動部品	労働者不足・慢性的な採用困難	・採用にあたり人材派遣も利用しているが、給与の倍を支払うも人材の質が非常に悪い。（無断欠勤が多く、当日にならないと、何人来るか分からない） 管理系、技術系スタッフについて、都市圏からの大卒人材の採用が困難。（地方では優秀な人材確保が困難）	継続		
3	自動部品	環境規制対応の人材不足	・EU炭素国境調整メカニズム（CBAM）、企業サステナビリティ報告指令（CSRD）等のEUのカーボンニュートラルに関する法規制が強化される中、レポート作成、及びそれをマネジメントする人材が不足。	新規		
4	日商	計画残業が不可能な法制度	・現在の労働法では生産計画未達分のリカバリーのみ残業可能となっているが、季節による生産量の増減がある中、生産計画に残業を織り込めず、増員するしか手段がない状況。 しかもチェコは低失業率で採用も苦労している。生産計画に残業が織り込めればフレキシビリティや競争力は確実に向上。	継続	・法改正。	・労働法
5	日商	医師診断書による従業員の特別休暇取得	・従業員は、従業員本人および従業員の子供の医師による診断書により特別休暇を得られる。医師の診断書により特別休暇を受けられることは理解できるが、診断書自身に疑念が持たれるケースがある。スタッフいわくは医師が忙しく、患者のコメントだけで自宅などで安静にするよう指示を受けるケースがある。 →一般データ保護規則（GDPR）もあり具体的なことが不明瞭で、多くの従業員が休む時期があり余剰に雇用せざるを得ない。もし全員出勤したら余剰になる。	継続	・有給20日以上が法令で定められており、もしくは特別休暇の場合は入院など制限を設けるなど、病気による特別休暇取得は止めてほしい。また本人以外は無しにして欲しい。	
6	日商	従業員の雇用契約変更手続きのリードタイム	・Economic Migration Programで雇用した従業員（モンゴル、フィリピン等）に関して、職場や職位を変更する際には1カ月前までに移民局に申請・承認を得る必要がある。生産変動や急な健康上の都合による職場変更など、1カ月前に判断できない場合は、承認が下りるまで職場変更できない余剰人員を抱えてしまうなど非効率なオペレーションが発生する。	新規	・もう少し柔軟な人員管理を実現するための申請期日の緩和（2週間前など）。	
7	日商	労働協約締結の不合理・困難	・賃金改定等を伴う労働協約締結には全組合の承認が必要となっており、1組合が承認を拒否すれば締結できないことになっている。 また、組合は極端な例として1~2名でも申請すれば正式な組合と認められる。大多数が承認しているにも関わらず、1~2名のために承認されない事態が起こる可能性がある。	継続	・法改正。	・労働法 ・組合法
7. 駐在員・出向者等に関する問題						

※経由団体：各社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

貿易・投資円滑化ビジネス協議会

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
1	日商	ビザ取得手続きの煩雑・遅延	・ビザ取得に関し、約5カ月のリードタイムがかかる。特に2024年は7月施行の改正法により、日本人の就労許可証取得プロセスが省略された一方で、新たなビザ申請書類の準備が必要となったため工数削減に繋がらなかった。また在日チェコ大使館でのビザ手続きにも時間がかかり、当初予定の赴任日を変更し遅らせる状況となった。	新規	・ビザ手続きの簡素化/所要期間短縮化。 ・在日チェコ大使館でのビザ手続き状況の公開（HPでステータスが見れると有難い）。	
2	日機輸	ビザ取得手続きの煩雑・遅延	・現地でのビザ申請手続きに時間がかかる（3か月程度必要な場合あり）。最近日本側でビザ申請をする際に社会保障協定適用証明書提出が求められることになったが、社会保障協定適用証明書の手続きには時間がかかるため、ビザ申請時期が遅れる。	継続	・手続きの早期化をして頂きたい。 ・従来のように、社会保障協定適用証明書の提出を不要として頂きたい。	
3	自動部品	ビザ取得手続きの煩雑・短い滞在期限	・駐在員用に就労カードによるビザ申請を継続している。この申請は現地採用の外国人と同様の手段であり、一時的に出向(内部転勤、数年後に帰任)する駐在員としては申請する書面、申請の工数が多い。EU域外企業のグループ内転勤によりチェコで勤務する経営管理職を対象にしたICTカード制度があるも、滞在最長3年の期限が設けられている。	継続	・ICTカード規定の変更。日本人駐在員は平均4～6年出向予定のため、この期限を改定すると同時に1回のビザ申請で4年滞在が可能な規定にしていきたい。これによりICTカード=駐在員限定用とし、労働許可証と最終学歴卒業証明、無犯罪証明取得が省かれビザ申請がスムーズとなる。	・企業内転勤者カード https://frs.gov.cz/typy-viz-a-pobytu/obcane-tretich-zemi/dlouhodobe-pobyty/karta-vnitropodnikove-prevedeneho-zamestnance/
4	日商	チェコ運転免許の切替手続きの煩雑	・日本人がチェコ運転免許証を申請する際、長期滞在ビザ・許可を取得後、1年目の年末までに185日を経過しない場合、翌年1月1日に一旦リセットされ、同日以降、185日経過後に切替え可能となる。国際免許証の有効期限1年を踏まえると、7月以降に赴任する駐在員は翌年有効な免許証がない期間が生まれてしまう。	新規	・赴任時期に依らないルールの一貫性担保。	
10. 環境問題・廃棄物処理・炭素中立関連の諸規制						
1	自動部品	EU炭素国境調整メカニズム(CBAM)の施行の不透明	・EUの炭素国境調整メカニズム、通称CBAMを設立するEU規則が2023年5月に施行された。2023年10月から移行期間となり、移行期間中は課徴金が発生しないものの、報告義務が求められる。対象品目は示されていないものの、実際に自社の購入品（製品、部品、設備、治具等）の何が対象になるのか自社では判断することが難しく、外部の支援を要する。	継続		
16. 地域紛争に起因する問題						
1	自動部品	ロシアによるウクライナ侵攻及び紅海での船舶攻撃	・ロシアによるウクライナ侵攻後、急激にインフレ率が上昇した。現在はインフレ率も鈍化しつつあったが、紅海での船舶攻撃により、燃料費が再び高騰しつつあり、また海外からの調達品のリードタイムに影響がでつつある。インフレに伴い、毎年の賃上り率が急上昇している。電気代高騰の対応策として、自社に太陽光パネルとソージェネレーション導入を決定し行政に申請したが、行政手続きに時間を要するとともに、発電量の認可は申請の約3割ほどに留まる。	継続		
99. その他						

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
1	日商	高価なエネルギー代	・チェコにおけるエネルギー代が高い。また、環境に考慮しグリーンエネルギーに切り替えようとしてもさらに高価になるため、なかなか使用に踏み切れない。	新規	・エネルギーコストの適正化。	

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
2. 輸出入規制・関税・通関規制・物流						
1	時計協	輸入許可	・ワニ革の時計バンドを輸出する際には、日本でワシントン条約（CITES）に基づく輸出許可を取る必要があるのに加え、更に輸入業者が輸入許可を取る必要があり、時間と手間がかかる。	継続	・輸出側の許可だけで輸入できるようにして欲しい。	・ワシントン条約
2	時計協	輸入許可	・ATAカルネを使ったサンプルの場合にはそのつどの輸出・輸入許可が必要である。	継続	・ATAカルネを使ったサンプルの場合にはそのつどの輸出・輸入許可を不要にして欲しい。	
5. 税制						
1	JPETA	配当源泉税免除の申請手続の煩雑・遅延	・ドイツ当局による免税手続き書類のチェック煩雑化により、手続きに要する時間が長くなっており、早期に免税申請をしても手続きが間に合うかわからない状態になっている。	継続	・免税申請の廃止もしくは有効期限を3年から延長する等の措置を検討して欲しい。	・日独租税条約に係る配当源泉税
2	日機輸	投資所得(配当、利子及び使用料)免除の申請手続の煩雑・遅延	・日独租税条約10～12条に関する免税手続きについて、ドイツ当局は非常に煩雑な手続きをとっており、詳細な情報を依頼するため、処理に著しく時間がかかっている（1～2年かかるケースもある）。このような状況は、外部取引先に対する債権の滞留にもつながり、資本効率の観点から望ましくない。	新規	・免税申請手続きを簡素化し、免税証明の有効期限を3年から延長する措置を検討して欲しい。	・日独租税条約に係る配当、利子、使用料の条項（10～12条） Article 10-12 in Japan-Germany tax treaty
7. 駐在員・出向者等に関する問題						
1	日商	労働許可・ビザ取得手続の長期化	・近年、ウクライナやシリアからの難民受け入れが多い一方、ドイツ（特にデュッセルドルフの外国人局）はデジタルライゼーションが進んでおらず、マニュアル対応していることもあり、新規赴任者が観光ビザ（90日）の期間内に就労ビザや家族帯同ビザに切り替えることができないという事象が発生。観光ビザ期間をすぎる場合も書類手続きが完了し滞在許可証が発行されるまで、居住地周辺の移動しか認められず（出張などは不可）、ビザチェックをされた場合に不法滞在を疑われないよう、観光ビザ期間内に手続きしたエビデンスを持ち歩くほかなかった。	新規	・デュッセルドルフは特に日本人駐在員が多いため、就労ビザや家族帯同ビザの場合はもう少し円滑に予約をとれるような仕組みを導入いただきたい。できればデジタル化を検討いただきたい。	
2	日機輸	労働許可・ビザ取得手続の長期化	・申請から取得まで10～12週間かかる事例も。給与支給ができるまで不安定な出張ステータスが続き、ドイツに派遣員を出すにあたりかなり障壁になっている。	新規	・Fast track設けるなどの対策の検討。	
3	日機輸	労働許可・ビザ取得手続の長期化	・ドイツ赴任後の労働許可手続きにおいて、現地での申請に非常に長い時間を要するほか、IDカードの受け取りまでに半年以上を要する事例も発生している。IDカードを受け取るまでドイツ国外の移動が出来ないほか、携帯電話等の契約も出来ないため日常生活にも影響を及ぼしている。	継続	・手続きの簡素化、迅速化をして頂きたい。 ・IDカードの早期発効をお願いしたい。	・移民法
4	日機輸	困難なビザ申請	・ビザ申請予約枠が非常に少ないため大使館にてビザを申請することができず、ドイツへの赴任が遅れてしまっている。以前と比べてビザ申請の予約が取りづらくなっている。	継続	・1日のビザ申請予約枠を拡大して頂きたい。	

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
5	日商	滞在許可取得手続きの遅延、教育コース取得要求	・シュツットガルトエリアでの滞在許可の所管当局の対応が悪く、デュッセルドルフでの手続きと比較して滞在許可証取得に時間がかかる。また、帯同家族に語学・文化等の教育コース取得を求めてくるといった、デュッセルドルフとの違いがある。	新規	滞在許可手続きの早期化、帯同家族への負担緩和の申し入れを検討していただきたい。	
6	日商	滞在・労働許可、ビザ、運転免許証手続等の困難・遅延	・当地における滞在・労働許可(以下、ビザ)の手続き、免許証書き換えなど、生活・業務開始のための準備が、アポイントが取れない状況が続いており、非常に困っている。新型コロナ流行の頃から、人員不足・移民流入増を理由に手続遅延が発生していることを外人局は認めるも一向に改善されない。 駐在開始時においては、2-3か月発行されない期間があるため、雇用形態や給与・個人所得税関連につき煩雑かつ不透明な状況となるリスクをかかえている。 ビザ更新時においても、3か月前よりアポイント取付を試みるも期限1か月前になっても連絡がなく、個別で構築したネットワークを利用しアポを取りつけている状況。 なお、有効期限前に更新手続きが完了できないために、仮ビザを発行後、滞在許可カードが発行になるが、再度外人局へ出向かなければならないなど非効率な循環に陥っている。 ※区分11にも相当	継続	・日本駐在者の重要性を訴え、関係各所の対応改善のサポートを求めたい。	
7	日機輸	滞在・労働許可、ビザ、運転免許証手続等の困難・遅延	・出向者の日本からドイツへの入国に関して、現地移民局とのアポイントメントを取る必要があるが、コロナによる行政縮小により以前にも増してアポイントメントを取ることが困難となっている。 コロナは収束したが、移民の増加や行政の混乱を背景に、一向に改善はなされない。ビザ以外にも、運転免許の切り替えにも時間がかかるなど、行政全体のサービスが低下している。 ※日本人の多い地区は、管轄の外国人局が日本人のプライオリティを上げるなどの取り組みが見られる。	継続	・現地移民局の業務を円滑化して頂きたい。	
8. 知的財産制度運用						
1	日機輸	私的複製補償金制度	・著作権法改正により、私的複製補償金の金額は、原則として補償金管理団体と業界団体の包括合意によって定められることになったが、両者の基準の解釈の相違から多くの料率について紛争と訴訟になっている。 また、紛争解決システムが非効率で処理が遅い。 補償金管理団体の契約について調査を開始。 補償金管理団体が、包括合意なく且つ実態調査も経ずに不合理に高額な補償金料率表を公表する等、混乱が生じている。 ミュンヘン高等地方裁判所は、クラウドサービスプロバイダーはドイツの著作権管理団体に著作権料を支払う必要がないとの判決を下した。この判決は最終的なものとなる(控訴は不可)。	継続	・補償金管理団体はクラウドメモリスペースを含む賦課金と既存のシステムへのストリーミングを含めるよう働きかけ。	・著作権管理法13条13 a 条
2	日機輸	私的複製補償金制度	・私的複製補償金は、遡及的に課せられることはないはずであるにも拘らず、補償金管理団体は遡及的な課金を主張していて、法的安定性を欠く状況にある。	継続	・私的複製補償金は、補償金管理団体と業界団体の包括合意の場合を除き、遡及的に適用されることがないことを明確にされたい。	・著作権管理法13条13 a 条

※経由団体：各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
3	自動部品	ドイツにおける発明者への補償制度の適正化	・ドイツの『従業者発明法』の解釈について、専門家間で解釈の違いがあり、どういった社内規定（ルール）のもと運用することが適正で、訴訟リスクを最小限に抑えられるかを判断し辛い。 特に、従業者に発明が帰属しないようにするために、従業者と会社との間でどういった合意手続きをとり、補償額の算定基準をどうしたらいいかなど、運用上のルールの適正化に課題あり。	継続	・従業者発明法の解釈と、日系企業にとって、どういった社内ルールにするとリスク回避ができるかの指標が欲しい。	・従業者発明法
4	自動部品	不十分な特許審査制度	・特許の審査基準が不明確である。特に進歩性の判断基準が、欧州特許庁より曖昧であるとされている。 特許審査ハイウェイの制度は、日本とドイツの間で導入されているが、ドイツ国内特許制度に、明確な早期審査の制度がない。特に欧州特許庁(EPO)と比べて、ドイツ国内出願の審査には時間がかかりがちであるため、必要な権利を必要な時に取得できる早期審査制度が求められる。	継続	・審査基準を明確化して頂きたい。 ・国内法で明確な早期審査制度を規定して頂きたい。	
5	自動部品	特許庁の審査の遅延	・特許庁の審査は、案件によって非常にスピーディに審査がされるものと、長期間何もアクションがないものが混在する傾向にあり。 特にオフィスアクションを対応した後の次のアクションまでの時間が長い案件がたまに存在する（対応から2年間くらい次のアクションがないケースもある）。	継続	・次のアクションまでの時間的制限を決めるなどの処置をして欲しい。	
11. 非効率な行政手続き・予見性を欠く法制度等						
1	日機輸	EU域内における各国国内法の差異	・ペアレンタルコントロールに関わる規制が各国で個別に法制化されたり、検討が進められている。同じ領域の事柄について加盟国ごとに異なる要件が導入または提案されているため、対応が大きな負担となっている。	新規	・EU域内で加盟国ごとにそれぞれ個別の対応を取る必要がないようにするため、EUの共通規制にして頂きたい。 ・EU市場の障壁となるような要求とならないように配慮して頂きたい。	・Sechster Staatsvertrag zur Änderung medienrechtlicher Staatsverträge (Sechster Medienänderungsstaatsvertrag) https://www.ministerpraesident.sachsen.de/ministerpraesident/TOP-10-Sechster-Medienänderungsstaatsvertrag.pdf
2	日機輸	放送・メディアに関する新州間条約の不均衡	・ドイツの州の放送及びメディア代理店は、放送及びメディア規制を管理する新しい州間条約に合意。条約のセクション84は、スマートTVのユーザーインターフェイスは、特定の放送局/プロバイダーを区別するのではなく、同様に簡単なアクセスと検索可能性を確保するように設計する必要があると規定。 ドイツのCE業界は、条例が不均衡であり、ドイツの憲法とEU条約に違反していると考えており、ZVEI、BITKOM、およびDigitalEuropeを通じてロビー活動を実施。	継続	・ドイツのCE業界は、条例が不均衡であり、ドイツの憲法とEU条約に違反していると考えており、ZVEI、BITKOM、およびDigitalEuropeを通じてロビー活動を実施。	・2020 Media State Treaty § 84 (MStV); draft ordinance (MB-Satzung)
12. 政府調達						
1	日機輸	調達(入札)における参入障壁	・欧州鉄道事業者による鉄道部品の調達（入札）は、表面的には透明・公平を謳っているものの、英語以外の契約言語や不明瞭な認証プロセス	継続	・契約言語を英語にすべき（英語も許容されるべき）。 ・認証プロセスの明確化。	・EN10025規格(鉄道用車輪)

※経由団体：各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
			(TSI認証/IRIS認証等)が存在し、事実上欧州域外サプライヤの参入障壁となっている。			・ TSI認証 ・ IRIS認証

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
4. 為替管理・金融						
1	自動部品	為替管理の困難	・欧州域内の統一通貨であるユーロでの取引が多く、現地通貨に換算する際の収支への影響が大きい。	継続	・統一通貨への移行。	
5. 税制						
1	自動部品	高い付加価値税	・現行のハンガリー付加価値税（27%）が高止まりしており、周辺欧州諸国に対して高い。また還付申請から実際の還付までの期間も長い。	継続	・付加価値税の軽減。	
2	日商	関税非課税品から課税対象へ強制変更	・弊社主要製品の1つでインドネシアのグループ会社からハンガリーへ納入している製品があるが、極少量の添加剤を含むものの主成分の性状に影響を与えない事と添加量が少ないこともあり、単一製品として輸入が認められていたため、関税免除されていた。しかし突如ハンガリー税関当局が、混合物であると主張し、強引に課税対象とした。他のEU加盟国は現在も単一製品としてのHSコードで輸入しており、EU加盟国間で齟齬が発生している。	新規	・各加盟国の都合・判断だけでの変更の禁止。	
6. 雇用						
1	自動部品	労働者過保護の労働法制	・休暇が他国と比較して多すぎる。 －有給休暇は、労働者の勤続年数ではなく年齢に応じて決められているため、新人でも高齢であれば30～40日も取得することができる。 －通常の有給休暇に加え、病気休暇も認められている。年間通算15就労日の病気休暇の期間は有給であるが、会社の負担となる。医師の証明書は簡単に容易に取得できるので、15日の病気休暇は年次有給休暇と変わらないものとなっている。	継続	・少なくとも、有給休暇は労働者の年齢ではなく、勤続年数に応じて決められるべきである。 ・有給の病気休暇は削減する必要がある。また医師が証明書を簡単に発行しないようにするべきである。	・労働法(2012年法律第1号)第1章「総則」 59条 休暇 61条 病気休暇
2	自動部品	労働者の不足	・現地における外資系法人企業の増加（韓国系が多い）に伴い、労働者の奪い合い状態が続いており、労務費の高騰と相まって、経営環境悪化要因の一つとなっている。	継続	・第3国（特にアジア系）人材に対する就労許可の緩和。	
7. 駐在員・出向者等に関する問題						
1	日機輸	煩雑なビザ取得要件	・ビザ申請に必要な書類が多く、かつ取得に非常に時間がかかるため、ビジネスに支障をきたしている。	継続	・ビザ発行手続きを簡素化して頂きたい。	・移民法
10. 環境問題・廃棄物処理・炭素中立関連の諸規制						
1	自動部品	複雑な環境関連の課税	・欧州環境保護関連の課税等は地球環境保護のためにも理解はできるが、申請方法が複雑であるため、コンサル会社に委託する費用が予想される。	新規	・企業の担当者レベルで簡単な手続きができるように当局からの研修等の実施。	・欧州森林破壊防止規則 (EUDR) ・炭素国境調整措置 (CBAM)
99. その他						
1	自動部品	エネルギー価格、物価の高騰	・現在、エネルギー価格(電力、ガス)の市況高騰により会社・工場運営及び会社の資金繰りを圧迫している。 また、その他消費者物価も高騰しており、会社経営に大きな影響を及ぼしつつある。	継続	・エネルギー価格はやや低減傾向であるが、政府政策の提示。 ・物価上昇率以上の最低賃金の抑制。	

※経由団体：各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
7. 駐在員・出向者等に関する問題						
1	日機輸	帯同家族のビザ更新に課される語学要件	・帯同家族のビザ更新に関して、自国公用語の習得が更新の条件となっているが、マイナー言語ほど心理的負担が大きくなり、コストに見合わないことから家族帯同を断念せざるを得なくなる。	継続	・複数年で帰任する企業駐在員に対する条件免除。	

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
2. 輸出入規制・関税・通関規制・物流						
1	時計協	輸入許可	・ワニ革の時計バンドを輸出する際には、日本でワシントン条約（CITES）に基づく輸出許可を取る必要があるのに加え、更に輸入業者が輸入許可を取る必要があり、時間と手間がかかる。	継続	・輸出側の許可だけで輸入できるようにして欲しい。	・ワシントン条約
2	時計協	輸入許可	・ATAカルネを使ったサンプルの場合にはそのつどの輸出・輸入許可が必要である。	継続	・ATAカルネを使ったサンプルの場合にはそのつどの輸出・輸入許可を不要にして欲しい。	
5. 税制						
1	日機輸	デジタル課税の拙速な導入、新しい課税の仕組みの不統一・未整備	<p>・OECDをはじめ、BEPSプロジェクト参加国の中で、電子経済における新たな課税措置の導入が検討され、2021年に経済のデジタル化に伴う課税上の課題に対する合意に至ったところだが、デジタル事業への新たな課税措置を独自に導入しようとする、または既に導入を決定した国・地域があり、その多くは売上に対する課税で、法人所得税から控除できないもの。各国で独自に課税を行うことにより、クロスボーダーで事業を行う納税者にとっては二重（または多重）課税となりかねない複雑な課税に繋がる懸念される。</p> <p>それに対して、BEPS2.0プロジェクトに関する合意における第1の柱の対象は、全世界の売上が200億ユーロを超え、かつ税引前利益率が10%を超える多国籍企業（資源採取産業と規制対象の金融サービス業は適用除外）であり、対象となる多国籍企業においては、収入の10%を超過する利益として定義される残余利益の25%が、ネクサス（課税の根拠となる結びつき）のある市場国・地域へ配分されることになっている。</p>	継続	<p>・既にデジタル課税を導入している国・地域は今回の合意を受けて制度を廃止して頂きたい。</p> <p>・今後予定される各種条約、ガイダンスの公表と併せ、事業会社の意見を吸い上げるコンサルテーション他、意見表明の機会をしっかりと確保し、限られた準備期間においても実務的にも対応可能な制度設計として頂きたい。</p> <p>We would like to request that individual country changes are postponed until multilateral agreement can be reached in order to avoid disadvantaging some taxpayers and creating distortion in the market.</p>	<p>・ New draft guidance (2020年3月23日及び30日)</p> <p>・ BEPS2.0プロジェクト</p> <p>New draft guidance (23 March 2020 and 30 March 2020)</p> <p>BEPS 2.0 Project</p>
6. 雇用						
1	日機輸	柔軟ではない雇用環境	<p>・雇用環境について、2021年から進展は無い。現在のフランス労働法制は離職をさせないことが基本となっているために、事業拡大を継続できない限り、構造的に高齢化が進むことになってしまい、対仏投資の進展の妨げになっている。</p> <p>企業の生産性の向上や労働コストの低減の観点からも、有期雇用や短期雇用の更なる柔軟性が期待される。</p>	継続	<p>・改正労働法等による改善策、解釈の法制化。</p> <p>・安定的な社会の創出。</p>	
2	日機輸	事業譲渡に伴う雇用継続義務	<p>・事業譲渡を行う法人が雇用している従業員を譲受する法人が雇用継続をする義務があるため、より生産性の高いオペレーション提供・投資および外国企業進出の足かせになっている。</p>	継続	<p>・ TUPE撤廃。</p> <p>・ 条件の緩和。</p>	<p>・ Transfer of Undertakings Protection of Employment (TUPE, 英国)</p> <p>・ 2001/23/EC</p>
7. 駐在員・出向者等に関する問題						
1	日機輸	新規赴任者荷物の通関不可	<p>・従来はアパートなどの一時的な住居であっても、船便、航空便に関して日本からの届け出が出来たが、2023年より定住居でないと同便の通関が出来なくなった。新規赴任者への影響が懸念されるため、従来と同様の通関方法への変更を可能であれば希望したい。</p>	継続	<p>・定住居以外のアパートなど一時的な住居の住人であっても、船便、航空便に関して、日本にいる際に、フ</p>	

※経由団体：各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

貿易・投資円滑化ビジネス協議会

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
					ランス輸入通関の届け出を可能にして頂きたい。	
2	日機輸	運転免許証取得手続の遅延	・行政手続きの遅延はいずれも、コロナ禍で申請の電子化が進み、以前との比較において、発給までの時間が短縮された。更なる簡素化が望まれる。	継続	・行政による迅速な課題解決。	
8. 知的財産制度運用						
1	日機輸	私的複製補償金制度	・フランスの私的複製補償金制度の対象となる製品カテゴリーと料金は、委員会によって設定・定期的に更新される。製品カテゴリーと料金の最終更新日は2024年7月1日、PFS製品（例：BluRayレコーダー）は引き続き対象となる。	継続	・制度趣旨及び製造者の意向も十分に反映した公平な制度運用をすべきである。 ・また、補償金を文化振興のために使用することはディレクティブ違反であるのでやめるべきである。	・知的所有権法典に関する1992年7月1日の法律（法律第92-597号）第311の5条
2	日機輸	通常実施権の対抗要件	・通常実施権が登録されている場合には、当該通常実施権を第三者に対抗することができ、登録されていない場合にも、悪意の第三者に対しては対抗することができる。しかし、open-innovationで通常実施権の許諾が頻繁に使われる現状を考慮すると、それらをいちいち登録し、管理することを求めるのは、企業らには非常に負担になる。また実施許諾契約は、条件はもちろんのこと、その存在自体も秘密であることが多く、登録することによって公になるのは好ましくない。 実際に、実施許諾を受けている特許権に基いて提訴される事件が発生している国もあり、一刻も早く当然対抗制度の導入を求めたい。	継続	・通常実施権を登録しなくとも第三者に対抗できるようにして頂きたい。	・フランス知的財産法第L613条9
10. 環境問題・廃棄物処理・炭素中立関連の諸規制						
1	日機輸	不合理な化学物質規制・EUとの不整合	・2020年2月に、包装物は2022年1月1日から、その他印刷物は2025年1月1日から鉛物油の使用を禁止する規制が発効された。一部の種類の印刷用インキには鉛物油が添加されており、製造コスト上代替品への変更が容易でない。また、2025年から鉛物油の閾値が下げられることから、添加されていない場合でも、不純物のために閾値を満たせるかわからず、代替も難しいと上流サプライヤーで混乱が生じている。フランス以外では同等の規制がなくEU域内流通を妨げる等、製造・販売活動に支障を来す恐れがある。	継続	・過大な製造コスト増加を強いられる規制、EU域内流通を妨げるフランス独自の規制は設けないで頂きたい。	・ Law no. 2020-105 of 10 February 2020 on the fight against waste and the circular economy ・ Decree No. 2020-1725 of 29 December 2020 on various adaptation provisions relating to extended producer responsibility
2	日機輸	不合理な化学物質規制・EUとの不整合	・2022年1月1日より、製品中に含まれる含有化学物質情報の開示を求める法律が施行されている。本法律の要求は欧州REACH規則を超えた要求であり、EU域内での自由流通を妨げかねない。また、情報開示の要件が不明確である。 さらに、対象物質として規定されている欧州REACH規則の高懸念物質の含有情報については、既にSCIP databaseにて一般公開されている。それにもかかわらず、フランス当局がSCIP databaseでの情報開示を認めない場合、メーカーは不明確な要求に対して対応を迫られることになり、時間的にもコスト的にも無駄が生じる。	継続	・欧州REACH規則の高懸念物質の含有情報については、SCIP databaseによる情報開示を認めて頂きたい。 ・また、メーカーやディーラーが準備するために十分な猶予期間を設けるべきである。	・ Law no. 2020-105 of 10 February 2020 on the fight against waste and the circular economy

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
3	日機輸	不合理な化学物質規制・EUとの不整合	・インク中の鉱物油を日程付きで規制しており、インクそのものだけではなく、そのインクを使用する包装や印刷物も規制対象となっている。細則は下位法令(decret)が発行された。鉱物油の具体的なCAS指定などが現状なされていない。また、極端に低い閾値は回避されたものの、CAS指定がないため、その調査・証明が困難であり、サプライチェーンが混乱することが懸念される。	継続	・EUの既存指令との整合が必要。EU CLP規則などで有害性が認められた物質に限定するなどの対応が必要。 ・CAS指定のない物質制限はサプライチェーンの負荷を高めるだけであり、REACHなどの規制に一致した規制内容とするよう改善を求める。	・循環経済法112条
4	日機輸	包装材のリサイクル規制の不合理、不透明	・2025年1月1日以降、スチレン系ポリマーまたはコポリマーの全部または一部を使用した、リサイクル不可能な包装は禁止。フランスリサイクルスキーム(CITEO)は、ポリスチレン(PS)包装材はリサイクル可能だが、発泡ポリスチレン(EPS:いわゆる発泡スチロール)包装材はリサイクルが困難としていたが、大型EPS包装についてリサイクル試験を開始。しかし、その可否の最終判断が不透明であり、またどのサイズからが大型に属するのかも不明で、対応に苦慮している。当社現地法人より、EPS規制延期の情報あり。規制開始を2028年に遅らせるもの。	変更	・この法規制は、EUに対して通達していないとの情報がある。EU域内での製品の流通を大きく阻害することから、法自体の撤回を要望。 ・撤回されない場合、少なくとも大型の発泡スチロールは禁止対象とし、具体的なサイズなどを早々に定義することを要望。 ・詳細の決定が遅れており、切り替え対応に時間を要することから、禁止開始の延期を要望。 ・規制延期情報入手するも、法改正に伴うものではなく、不明瞭な状態であるため、正しく判断できる情報の支援を要望。	・フランス気候変動対策・レジリエンス強化法第23条、第L541-15-10条
5	日機輸	フランス環境法	・フランス政府は廃棄物と循環経済と戦う法律「Economie circulaire」を2020年2月10日に公布。製品の環境品質と特性に関する消費者向け情報について、2022年4月29日に公布された法令。	継続	・エコメーカーであることのコミットメントを考慮に入れる必要あり。このフランスの法案は、環境保護に関するEU規制/指令の例として取り上げられている。そうではあるが、内部市場の断片化を避け、EU加盟国内でEUの調整を求める。	・Loi n° 2020-105 du 10/02/2020 relative à lutte contre le gaspillage et à l'économie circulaire.
11. 非効率な行政手続き・予見性を欠く法制度等						
1	日機輸	EU域内における各国国内法の差異	・ペアレンタルコントロールに関わる規制が各国で個別に法制化されたり、検討が進められている。同じ領域の事柄について加盟国ごとに異なる要件が導入または提案されているため、対応が大きな負担となっている。	継続	・EU域内で加盟国ごとにそれぞれ個別の対応を取る必要がないようにするため、EUの共通規制にして頂きたい。 ・EU市場の障壁となるような要求とならないように配慮して頂きたい。	・Décret n° 2023-588 du 11 juillet 2023 pris pour l'application de l'article 1er de la loi n° 2022-300 du 2 mars 2022 visant à renforcer le contrôle parental sur les moyens d'accès à internet
2	日機輸	EU域内における各国国内法の差異	・電気電子機器の修理可能性/耐久性指数について、EUが規制化を実施または実施を検討しているにもかかわらず、各EU加盟国がバラバラに独自の規制を導入し、必要以上の事業者への負担を生じさせている。	継続	・EUが規制化を実施または実施を検討している領域に対して、加盟国が独自の国内法を導入することで、二	・Article L541-9-2 Code de l'environnement

※経由団体：各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

貿易・投資円滑化ビジネス協議会

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
					重の負担とならないようにして頂きたい。	

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
16. 地域紛争に起因する問題						
1	医機連	各国での輸出規制の難化	・ロシア・ウクライナ紛争以降、各国への輸出規制が難化しており、医療機器およびその消耗品、パーツの輸出申告においても製品の仕様、素材、用途等の問い合わせ、該非判定書の提出等が増加している。これにより業務負担が増大している。	継続		

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
7. 駐在員・出向者等に関する問題						
1	日機輸	労働許可・ビザ取得手続の長期化	・ワークパーミット発行まで約3、4ヶ月を要しており、他欧州国と比較してもビザ取得までに非常に長い期間を要している。 また、赴任後のIDカードの発行についても時間を要している。	継続	・ビザ発行手続きを簡素化及び迅速化して頂きたい。 ・IDカードの早期発行をお願いしたい。	・移民法
2	日機輸	労働許可・ビザ取得手続の長期化	・過去より要請していた家族だけでのビザの申請ができるようになったが、海外勤務者が渡航して6か月以上時間が経っている場合は、ベルギー本国政府への照会が必要となり、審査に多大な時間を要する。 また、海外勤務者のIDカードのコピーの提出がビザ申請の際に必要で、IDカードを取得できていないとビザ申請ができず帯同時期に制約が発生するケースもある。	継続	・海外勤務者着任後の早期IDカードの発給、および家族のビザ申請書類の簡素化と時間短縮をして頂きたい。	
3	日機輸	労働許可・ビザ取得手続の長期化	・渡航時のSingle Permit（就労・滞在ビザ）取得は多少改善されたものの、に4～6か月掛かる為、任期が開始してもしばらく前赴任地で仕事を継続しなければならない。	継続	・ビザ認可の迅速化(1ヶ月程度)を希望。	
4	日化協	労働・滞在許可、統一許可書発行の遅延	・フランダース州政府の労働許可、居留許可の審査、並びに統一許可書発行までの時間がかかりすぎて（6-8カ月を要している）おり、派遣元の人事異動にも影響が出ている。	継続	・申請から許可発行までの時間を大幅に短縮して頂きたい。（3か月以下など）	
5	日化協	赴任者の配偶者に対する統合プログラム参加の非現実性	・2022年頃より新規移住者に対する統合プログラムの強制参加（従わない場合罰金）が始まっている。 主に出向者の配偶者が対象となるが、60時間近い研修を指定施設で受講、加えてフランス語ないしはオランダ語の検定試験合格が必要となる（英検基準で2級に相当）。 小さな子供を持つ家族が多く、子供を連れての受講ができない、受講場所までの移動に時間がかかり、送迎ができないなど、実質受講は不可能の状態。 罰金は最大で2500Euro/人が半年に一度課せられるとのこと。	新規	・出向者の配偶者に対する制度の免除措置をお願いしたい。	・ https://www.integratie-inburgering.be/en/welcome-to-flanders-and-brussels ・ Guidance for newcomers (civic integration path) https://www.vlaanderen.be/en/guidance-for-newcomers-civic-integration-path
6	日機輸	赴任者の配偶者に対する語学学習プログラムの履修要求	・赴任者の配偶者が現地へ渡航した後に、当局指定のフランス語等の語学学習を数十時間行うことが求められることがブリュッセル市内を中心に一般的になってきている。 受講しない場合は罰金の支払いやビザ延長時に影響が出る可能性があると指摘を受けている。	新規	・配偶者に対して強制的に語学研修を受講させるのを止めて頂きたい。	・ Integration Programme https://bewelcome.brussels/en/welkom/
11. 非効率な行政手続き・予見性を欠く法制度等						
1	日機輸	EU域内における各国国内規制法制化の動き	・電気電子機器の修理可能性/耐久性指数について、EUが規制化を実施または実施を検討しているにもかかわらず、各EU加盟国がバラバラに独自の規制を導入し、必要以上の事業者への負担を生じさせている。	継続	・EUが規制化を実施または実施を検討している領域に対して、加盟国が独自の国内法を導入することで、二重の負担とならないようにして頂きたい。	・ Avant-projet de loi sur la promotion de la réparabilité et de la durabilité des biens

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
1. 外資への諸規制・障壁（参入規制、撤退規制、優遇政策縮小、利益回収等）						
1	日商	経済特区税優遇の消失	・GLOBAL MINIMUM TAXが導入されたままであれば、当地経済特区への進出・投資をしたインセンティブがまったく失われてしまうため、早期対策の策定、発表、実施が必要と考える。	新規	・方法やタイミングは問わないが、投資インセンティブを100%享受できる状況を維持していただきたい。 ・早期の対策策定、発表、実施を求めたい。	
2. 輸出入規制・関税・通関規制・物流						
1	日商	輸入規制、CBAM規制による企業コストアップ	・海外からの輸入材料（鋼材）に関し、四半期ごとの輸入枠設定があるため、輸入枠超過分に高関税を払わなければならない。また、今後CBAM規制の本格実施も控えており、コストアップが避けられない状態。一方で、欧州域内の鋼材生産キャパシティが充足しているわけではなく、選択肢がない。	継続	・輸入枠の拡大、乃至、欧州域内での各鋼種での生産キャパシティに合わせた輸入枠の設定。	
5. 税制						
1	日機輸	VATに関する時限立法	・2019年より時限立法：Split Payment※（VAT規則）の義務化により、付加価値税の専用口座による支払いが求められている。同国で発生した付加価値を含む製品の税金は、他国においてもVAT専用口座での納税が求められる結果、分別作業増加、運転資金増加となっている。また時限立法であったが、コロナ禍で措置が継続しており、システム改修等の恒久対策も取りにくい。 ※純売上高用の口座とVAT用の口座を分離し、VAT部分は口座から直接納税されるスキーム。	継続	・他国に輸出された製品まで同国の付加価値税管理を求める。 ・時限立法は止めて欲しく、簡素なルールとすることを求める。	
6. 雇用						
1	日商	最低賃金上昇による企業コストアップ、競争力低下	・ここ数年の最低賃金の上昇が大きすぎる。他中央・東ヨーロッパと比べても、上昇率が高く、ポーランドでモノづくりを行うメリットが薄れている。	継続	・政府主導ではなく、労働市場における需給バランスによるものとしてもらいたい。	
7. 駐在員・出向者等に関する問題						
1	日商	ビザ・滞在許可発行遅滞	・労働許可、ビザ、滞在許可等各種発行が遅すぎる。	継続	人手が足りないのであれば、補うべき。給与水準が急上昇する一方で、サービスの低下が進行・継続していることを深刻に考えるべき。	
2	日商	ビザ・滞在許可発行遅滞	・労働許可、ビザ、滞在許可等各種発行が遅すぎる。COVID-19感染拡大が原因であれば、既に解決されているはず。	継続	・人手が足りないのであれば、補うべき。 ・給与水準が急上昇する一方で、サービスの低下が進行・継続していることを深刻に考えるべき。	
3	日商	ビザ・滞在許可発行遅滞	・労働許可、ビザ、滞在許可等各種発行が遅すぎる。戦争による避難民や移民の流入が3年間同じレベルで続いているとは考えにくい。	継続	・人手が足りないのであれば、補うべき。 ・給与水準が急上昇する一方で、サ	

※経由団体：各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

貿易・投資円滑化ビジネス協議会

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
					ービスの低下が進行・継続していることを深刻に考えるべき。	
4	自動部品	滞在許可発行遅滞	・現地入国後、滞在許可証の申請を行うも発行に1年以上かかっている。そのため、赴任前に取得したVISAが失効してしまうため、日本へ一時帰国し、VISAの再更新を行わなければならない。	継続	・手続きの敏速化。	
5	日機輸	Work Permit発行・更新の遅れ	・弊社のみならず、本邦企業が当地でWork Permitを取得する・更新する際、申し込みより6か月以上の時間を要している。Permit取得および更新まで、シェンゲン国内で移動する際、航空機に搭乗出来ないリスクがある（不法就労労働者と見做され、搭乗する空港の航空会社カウンターで搭乗拒否を受ける可能性がある）。2022年より改善が見られない。	継続	・手続きの迅速化をお願いしたい。	
6	日商	居住費高騰	・住居の賃借料の高騰により、社内規定の大幅改定が必要となり、駐在経費の更なる高騰となる。	継続		
7	日機輸	社会保障協定の未締結	・社会保障協定が締結されていないため、駐在員の社会保障費は日本と駐在諸国の2重に支払う必要があるため、日系企業の負担となっている。	継続	・2国間レベルの社会保障協定の交渉を、EUレベルの交渉に引き上げる（個別交渉の必要がなくなる）。	・ International Social Security Agreement

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
11. 非効率な行政手続き・予見性を欠く法制度等						
1	日機輸	自国法令のEU販売法との不統一	・2021年10月18日のポルトガルの法令により、最終販売より10年間の保守部品供給が定められた。	継続	・市場の内部分裂を回避し、EU加盟国内でEUとの連携を模索する。	・ Decreto-Lei n.º 84/2021(18/10/2021)

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
2. 輸出入規制・関税・通関規制・物流						
1	日機輸	非特惠原産地規則の未整備・不明確	・非特惠原産地規則が不明確（そもそも定められていない、または詳細規則が不明）。そのため、自主判定が定まらず、関税法違反の懸念が残る。	新規	・WTOが推奨の関税番号変更基準に制定、または明確化。	

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
5. 税制						
1	自動部品	国別報告書 (CbCR)提出のための企業負担	<p>・国別報告書 (CbCR) は、OECD・BEPS行動計画13に基づき、すべての多国籍企業が作成する必要がある。弊社では、国別報告書を最終親会社である日本法人で作成し、日本の国税庁に提出している。</p> <p>多くの地域では、すでに日本との国別報告交換のための合意が締結されており、日本の国税庁から各国の税務当局に政府間の自動的情報交換を通じて共有されるものとなっている。</p> <p>しかし、ルーマニアは国別報告交換の自動的交換に合意していないため、最終親会社である日本法人が国別報告書をルーマニア税務当局に提出する必要があるが、締切が厳しく、余分な負担とコストがかかっている。</p>	継続	<p>・日本・ルーマニア間の国別報告の自動的交換のための合意を要望する。</p>	

2025 年版
各国・地域の貿易・投資上の問題点と要望

2025 年 9 月

連絡先： 日本機械輸出組合
通商政策グループ 浅田、和田、庫元

〒105-0011

東京都港区芝公園 3-5-8 機械振興会館 401 号

TEL 03-3431-9348

FAX 03-3436-6455

E-Mail tohshi@jmcti.or.jp

<https://www.jmcti.org/>

<https://www.jmcti.org/mondai/top.html> (貿易・投資円滑化ビジネス協議会)

禁無断転載